

# 規制改革実施計画のフォローアップ結果について

平成30年6月4日  
規制改革推進会議

# 1 はじめに

規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、内閣府及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

(フォローアップ対象)

①規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定).....	P 5
②規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定).....	P 33
③規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定).....	P 43
④規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等.....	P 48
⑤規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定).....	P 54

※ ①については、行政手続部会においてフォローアップ・公表が行われている「行政手続コストの削減」を除き、フォローアップを実施。

②～⑤については、平成28年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「要フォロー継続」とされた事項についてフォローアップを実施。

④については、第36回規制改革会議(平成26年9月16日開催)においてフォローアップ対象とされた「改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討」を含む。

## 2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定分)】計140項目

① 農林水産分野(計:10項目)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立	1	0	1	0	0
牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	2	0	0	0	0
農協改革の着実な推進	0	0	1	0	0
農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革	1	0	0	2	0
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進	1	0	0	0	0
漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実	0	0	1	0	0

② 人材分野(計:4項目)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり	1	1	0	0	0
転職して不利にならない仕組みづくり	0	0	1	0	0
安心して転職できる仕組みづくり	1	0	0	0	0

③ 医療・介護・保育分野(計:37項目)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善	5	4	0	0	0
介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現	2	1	2	0	0
介護サービス供給の在り方の見直し	3	1	0	0	0
介護事業の展開促進・業務効率化の促進	2	0	2	0	0
社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	0	0	3	0	0
新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	1	0	0	0	0
機能性表示食品制度の改善	4	3	1	0	0
保育所等の利用に要する就労証明書の見直し	2	0	0	0	0
金融機関が設置する保育所におけるグループ企業従業員以外の子供の受入れについての周知	1	0	0	0	0

④ 投資等分野(計:78項目)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化	0	4	0	0	0
官民データ活用	0	3	3	0	0
IT時代の遠隔診療	2	0	0	0	0
IT時代の遠隔教育	2	0	2	0	0
日影規制の見直し	0	0	3	0	0
電波周波数の調整・共用	0	2	3	0	0
次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し	12	0	25	0	0
その他	10	0	7	0	0

⑤ その他重要課題分野(11項目)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革	2	0	3	0	0
地方の需要に応える貨物運送事業規制改革	1	1	0	0	0
第二種運転免許受験資格	0	0	1	0	0
旅館業に関する規制の見直し	1	0	0	0	0
地方における規制改革	0	0	1	0	0
労働基準監督業務の民間活用等	0	1	0	0	0

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】計35項目

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
健康・医療分野	5	0	2	0	0
雇用分野	1	1	1	0	0
農業分野	4	0	0	0	0
投資促進等分野	7	1	9	0	0
地域活性化分野	1	0	3	0	0

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)等】計26項目

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
医療・健康分野	0	0	2	0	0
創業・IT等分野	1	0	6	0	2
農業分野	7	0	0	1	0
貿易・投資等分野	1	2	3	0	1

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】計24項目

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
健康・医療分野	3	2	1	0	0
雇用分野	0	0	1	0	0
農業分野	1	0	1	0	0
投資促進等分野	2	0	8	0	0
地域活性化分野	2	0	2	0	1

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】計8項目

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
エネルギー・環境分野	1	1	2	0	0
保育分野	3	0	0	0	0
創業等分野	0	0	1	0	0

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

－ ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

－ ……上記に区分できないもの

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
平成 29年 6月 9日	農林 水産 分野	1	①生産資材価格の引下げ、生産者 良質かつ低廉な農業資材の供給 及び農産物流通等の合理化に向 けた取組の法制化	に有利な流通・加工構造の確立 a 平成28年11月に策定した「農業競争力強化プログラ ム」に基づき、農業競争力強化支援法案を提出する。 b 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)施行 後の運用に当たっては、以下の諸点に留意する。 ・農業資材事業及び農産物流通等事業に係る事業環 境の整備が着実に行われること。 ・農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編又 は事業参入の促進が適切に図られること。 ・農業資材の調達及び農産物の出荷等に関し、価格等 必要な情報の入手の円滑化のための具体的措置が講 じられること。 ・農産物の直接販売の促進、品質等についての適切な 評価のための具体的施策が講じられること。	a.措置済み b.平成29年度措 置	農林水産省 経済産業省	措置済	a 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)(以下「支援法」)が第193回通常国会に おいて成立し、平成29年8月に施行。  b-1 事業再編又は事業参入を促進するため、支援法に基づく支援措置を広く周知すると ともに、事業者からの相談に積極的に対応。 その結果、農業資材事業分野において1件、農産物流通等事業において3件の事業再 編計画を認定。  b-2 価格等の情報の入手の円滑化や農産物の直接販売等を促進するため、平成29年6 月に農業資材比較ウェブサイト「AGMIRU(アグミル)」、農林水産業・流通業のマッチング ナビ「agreach(アグリーチ)」の運用を開始し、様々な機会を捉えて利用拡大に向けたPRを 実施。  b-3 「農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)及び独立行政法人農林水産消費安全 技術センター法の一部を改正する法律」(平成29年法律第70号)が第193回通常国会にて 成立し、農産物の品質等についての適切な評価に資する規格を戦略的に制定し得る枠組 みを整備。  等	a 引き続き、関係省庁が連携して、農業資材 事業者・農産物流通等事業者、関係団体等 に支援法について広く周知するとともに、支 援法に基づく支援措置の活用を促進。  b-1 引き続き、関係省庁が連携して、農業資 材事業者・農産物流通等事業者、関係団体 等に支援法に基づく支援措置を広く周知す るとともに、事業者からの相談に対しきめ細かく 対応し、その活用を促進。  b-2 アグミル・アグリーチについて、引き続 き、利用拡大に向けたPRを実施するとと に、機能の改善や改善後の運用状況につい て、運営法人に対するフォローアップを実施。  b-3 平成30年4月に改正JAS法が施行。農 産物の品質等の適切な評価につながる手段 として活用されるよう、新たな枠組みについ て事業者等に広く周知するとともに、事業者か らの規格化の相談・提案に順次対応し、その 活用を促進。	継続F	実際の運用状況につ いて要フォロー
		2	農業生産資材及び農産物流通に 関する規制の総点検	a 農業競争力強化支援法に基づき、国内外における 農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査 を行った上で、良質かつ低廉な農業資材の供給又は 農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り 方について検討する。 b 農業取締法(昭和23年法律第82号)等各種法制度や 法律に拠らない業界団体による自主的な規制を含め たあらゆる規制・制度に関する総点検を速やかに行 い、必要な措置を講ずる。 c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を 踏まえて、卸売市場法(昭和46年法律第35号)を抜本 的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止 すべく、平成29年末までに具体的な結論を得て、所要 の法令、運用等を改める。 d 農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)及び主 要農作物種子法(昭和27年法律第131号)を廃止する 法律案を提出する。	a.平成30年度上 期までに調査を 実施、これを踏 まえた施策につ いて平成31年度 上期までに検 討、結論を得次 第速やかに措置 b.平成31年度上 期措置 c.平成29年検討 結論 d.措置済み	農林水産省 経済産業省	検討中	a 支援法の施行を踏まえ、国内外の農業資材の価格や農林水産物・食品の流通・加工状 況、業界構造等についての調査に着手。  b 農業について、安全の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制 の合理化の観点から見直しを行い、平成30年3月に、「農業取締法の一部を改正する法律 案」を第196回通常国会に提出。  c 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくため、卸売 市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立す る観点から、平成29年12月8日に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の一環として、 「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革につ いて」を農林水産業・地域の活力創造本部にて決定。 これに即し、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」を、平 成30年3月に、第196回通常国会に提出。  d-1 農業現場のニーズを的確に踏まえた農業機械の開発に向け、「農業機械化促進法を 廃止する等の法律」(平成29年法律第19号)が第193回通常国会において成立。  d-2 官民の総力を挙げた種子供給体制の構築に向け、「主要農作物種子法を廃止する 法律」(平成29年法律第20号)が第193回通常国会において成立。	a 平成30年8月までに調査を行うとともに、 本調査等を踏まえた施策の在り方について、 平成31年度上期までに検討を行う。  b 「農業取締法の一部を改正する法律案」の 国会審議等に適切に対応。  c 「卸売市場法及び食品流通構造改善促進 法の一部を改正する法律案」の国会審議等 に適切に対応。  d 平成30年4月に、「農業機械化促進法を廃 止する等の法律」及び「主要農作物種子法を 廃止する法律」が施行。	継続F	実際の運用状況につ いて要フォロー

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革											
		3	加工原料乳生産者補給金制度の改革	a 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定生乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所要の改正法案を提出する。 b 上記の制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする。部分委託の場合、部分的な利用を認めないルールとすること等に留意する。	a措置済み b平成29年度措置	農林水産省	措置済	1)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布、平成30年4月1日に施行予定。 2)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 3)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4)平成30年度の加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価、総交付対象数量を平成29年12月15日に決定。	「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。 新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
		4	条件不利地域への対応	条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築する。	平成29年度措置	農林水産省	措置済	1)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布、平成30年4月1日に施行予定。 2)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 3)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4)平成30年度の加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価、総交付対象数量を平成29年12月15日に決定。	「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。 新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
③農協改革の着実な推進											
		5	農協改革の着実な推進	a 全農が生産資材の購買事業の見直し・農産物の販売体制強化等を盛り込んで策定した新たな年次計画の実施状況を含め、「農協改革集中推進期間」にあるJAGグループの自己改革の進捗状況をフォローアップし、真に農業者のための改革が実現するよう促す。特に、「農業競争力強化プログラム」において「全農の生産資材の買い方」及び「全農の農産物の売り方」として記載された諸点について、確実かつ計画的に履行されるよう促す b 地域農協組織においても、農産物の有利販売やこれと結びついた営農指導と、生産資材の有利調達とに重点を置いた事業運営へと転換するとともに、事業利用の強制をしないうなど、平成27年改正農協法の趣旨に即した事業運営を徹底するなど、自己改革を促す。 c. 上記のほか、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の着実な実施」を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促し、進捗状況をフォローアップする。	平成29年度以降、継続的に措置	農林水産省	検討中	農林水産省は ・定期的に実施している農林水産関係団体との意見交換(直近は平成30年1月に実施) ・農協・農業者を対象としたアンケート調査(平成29年7月に結果を公表) ・成果を出している農協の優良事例の収集、横展開(平成29年7月に事例集を公表)などを通じ、自己改革を促している。	—	継続F	運用状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			<b>④農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革</b>								
		6	農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進	農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績等を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行後5年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方の見直しに合わせて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省	未検討	農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に向けて検討を行っているところ。	引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討を進める。	継続F	見直しに向けた検討状況について要フォロー
		7	農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制	過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、No.6の農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省	未検討	農地中間管理事業に係る改善策の検討と併せて、過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善するための対策について、具体的な仕組みの検討を行っているところ。	引き続き、左記の対策について、平成30年度に結論が得られるよう、検討を進める。	継続F	見直しに向けた検討状況について要フォロー
		8	農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進	農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法(昭和27年法律第229号)における取扱いについて検討する。	平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	措置済	床面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為を農地転用に該当しないこととする等を内容とする「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」を平成30年3月に、第196回国会(平成30年通常国会)に提出。	「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
			<b>⑤林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進</b>								
		9	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化する方策や、これを補完するために市町村等が担う公的仕組みとその持続可能な実効を担保する財源を含めた枠組みについて、検討し、結論を得次第、速やかに、所要の規制・制度改革を実施する。	平成29年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	措置済	意欲と能力のある林業経営者への経営の集積・集約化と市町村による公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する「森林経営管理法」を、平成30年3月に、第196回国会(平成30年通常国会)に提出。 また、平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)においては、この法案を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源として、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を平成31年度税制改正において創設することとされたところ。	「森林経営管理法」の国会審議等に適切に対応。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
			<b>⑥漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実</b>								
		10	漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実	数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を開始し、早急に結論を得る。	平成29年検討開始、平成30年結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	検討中	「水産政策の改革の方向性」を整理し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日改訂。農林水産業・地域の活力創造本部決定)に盛り込んだ。	「水産政策の改革の方向性」に即し、今後の水産政策の在り方について検討を深め、本年夏を目途に改革案の骨格を取りまとめることとしている。	継続F	見直しに向けた検討状況について要フォロー
			<b>①転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり</b>								
平成29年6月9日	人材分野	1	ジョブ型正社員の雇用ルールの確立	平成29年公表の実態調査の結果を踏まえ、関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	未措置	労働契約法の解釈、「雇用管理上の留意事項」、モデル就業規則等の周知により、多様な正社員の普及・拡大を図ってきた。 また、平成28年度に労働政策研究・研修機構(JILPT)において「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」を行い、その結果が平成29年6月に公表された。 ジョブ型正社員の雇用ルールの確立については、上記の調査結果によると、何らかの限定正社員制度を設けている企業の割合は全体の26.8%にとどまり、現時点において十分に普及しているとは言えない状況であることを踏まえると、まずは、引き続き多様な正社員の普及・拡大を図っていくことが必要と考えている。	ジョブ型を含む多様な正社員の普及については、平成30年度、多様な正社員制度を導入している事例を収集しポータルサイトに掲載することやシンポジウムの開催等に係る予算を計上しており、それらを通じて、引き続き多様な正社員の普及・拡大を図っていく。 その先の制度的な対応の検討に当たっては、平成30年4月から本格的な申込みが見込まれている有期契約労働者の無期転換ルールの運用において、この多様な正社員の活用状況が大きく変化することが考えられることから、その状況も踏まえた上で、検討する必要があると考えている。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。
		2	職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化	特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行う場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第27号)により職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)を改正し、以下の対応を行った。(平成30年3月20日公布) ・特別の法人が届出をして無料の職業紹介を開始する場合、「定款又は寄附行為」及び「登記事項証明書」の添付が必要となっているが、「定款若しくは寄附行為」又は「登記事項証明書」のいずれかの添付で足りるものとする。 ・届出により構成員に関連する職業紹介事業を行っている特別の法人が、構成員に関連しない職業紹介事業を行う場合、厚生労働大臣の許可が改めて必要となるが、この場合の許可手続において、届出の際に添付している書類に変更が無い場合、当該書類の添付を不要とする。	職業安定法施行規則の改正が平成30年4月1日に施行される。	解決	



閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
			②転職して不利にならない仕組みづくり									
		3	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日規制改革推進会議)の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置。 改正指針の施行後、2年を目標に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始。 調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論	厚生労働省	検討中	閣議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日に「労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。 また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレット( <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/jikan/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/jikan/index.html</a> )を作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、都道府県労働局に指示して、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導等において、改正指針の周知を図っている。 また、年次有給休暇の付与の状況(平成29年4月時点)について、「平成29年度『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」において把握した。	左欄に記載した周知活動を通じ、今後も引き続き周知徹底に努めていく予定である。 なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査に関しては、今後検討していく予定である	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。	
			③安心して転職できる仕組みづくり									
		4	使用者の労働法知識向上の促進	使用者が基本的な労働法の知識を十分に得るための方策について、幅広く検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	使用者を対象としたパンフレットやセミナー、web上で労務管理や安全衛生管理上のポイントの診断を行うことが出来るポータルサイトなどにより、使用者が労働法令に係る知識を蓄積することが出来る環境を整備してきたほか、都道府県労働局においても、諸々の行政指導等により労働法令の周知のための取組を実施している。	引き続き、左記のような取組により、使用者の労働法知識の向上を図っている。	解決		
平成29年6月9日	医療・介護・保育分野	①介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善										
		1	介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し	介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職(ケアマネジャー等)向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省	未措置	情報公表システムのリニューアルに向けて、利用者にとって利便性を高める観点から、介護事業者選択に資する情報や機能の追加について調査・研究を行った。	平成30年度において順次以下のようなリニューアルをする予定である。 ○利用者・家族向けの概算料金の簡易な試算機能を追加する ○利用者・家族と専門職(ケアマネジャー)がそれぞれのニーズに対応した情報の検索をより円滑に行えるよう、システム内の検索ページを、利用者・家族向けのものと専門職(ケアマネジャー)向けのものに分けて設定する。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
		2	情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加	利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせる場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、平成30年度上期措置	厚生労働省	未措置	情報公表システムのリニューアルに向けて、利用者にとって利便性を高める観点から、介護事業者選択に資する情報や機能の追加について調査・研究を行った。	平成30年度において順次以下のようなリニューアルをする予定である。 ○利用者・家族向けの概算料金の簡易な試算機能を追加する ○利用者・家族と専門職(ケアマネジャー)がそれぞれのニーズに対応した情報の検索をより円滑に行えるよう、システム内の検索ページを、利用者・家族向けのものと専門職(ケアマネジャー)向けのものに分けて設定する。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
		3	情報公表システムの周知	介護サービス情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に当該システムのURLを記載するよう地方自治体に促すなど、周知方法を検討し、地方自治体の協力を得ながら周知する。	平成29年度上期措置	厚生労働省	措置済	平成29年7月3日に開催した全国介護保険担当課長会議において、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に情報公表システムのURLを記載いただくよう、自治体に対し周知した。	—	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		4	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。	a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置	厚生労働省	措置済	a 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、都道府県推進機関ごとに受審目標を設定及び公表し、その実施状況を評価する仕組みに見直すべく、関連通知の改正を行った。  b福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会のホームページにおいて、平成29年度中に都道府県・サービス別の受審件数及びサービス別受審率を公表した。	引き続き、関係通知の周知・徹底に努めている。	解決	
		5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。 b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。 c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。	a:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 a,b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置	厚生労働省	未措置	a,b 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、 ・受審事業所から提出を求める書類の既存資料の活用等や関係制度で課される義務等の軽減の着実な実施により負担を軽減するとともに、 ・自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場の開催や法人指導監査時の監査周期の延長も教示した上での本制度の推奨その他地域の実情に応じた取組を進めるべく、関連通知の改正を行った。  c 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示するため、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を掲載すべく、具体的な公表項目を決定した。	a,b 引き続き、関係通知の周知・徹底に努めていく。  c 左記を踏まえ、平成30年度中に、システム改修を行う予定としている。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。 b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)	a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置	厚生労働省	未措置	a 福祉サービス第三者評価の評価対象である介護事業者は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者等に対して「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するよう見直すべく、関連通知の改正を行った。  b 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示するため、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を掲載すべく、具体的な公表項目を決定した。(再掲)	a 引き続き、関係通知の周知・徹底に努めていく。  b 左記を踏まえ、平成30年度中に、システム改修を行う予定としている。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	第三者評価機関の認証の更新時に、直近の社会福祉制度の改正内容や、評価を行う上で分野ごとに留意すべきポイント等に関する「更新時研修」を新たに創設するとともに、評価機関において直近3か年度の評価件数が一定数以下の場合には当該研修を必ず受講しなければならない(当該研修を受講しない場合は、第三者評価機関としての認証を更新しない)仕組に見直しを行うべく、平成30年3月に通知を発出した。(「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」(平成30年3月26日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知))	—	解決	
		8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み	厚生労働省	措置済	—	—	解決	
		9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活(い)かし方についてまとめた手引書(書籍)やパンフレットを作成する。	平成29年度措置	厚生労働省	措置済	全国社会福祉協議会において、本年4月に第三者評価の受け方・活かし方について手引書(書籍)を作成し、6月の都道府県推進機関の担当者が参集する会議の場で介護事業者に対する周知を依頼した。	全国社会福祉協議会と連携しつつ、左記取り組みを実施していく予定としている。	解決	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			②介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現								
		10	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知	介護保険サービスと保険外サービス(以下「両サービス」という。)の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記a～cについての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一貫性や明確性を持たせた通知(技術的助言)を発出し、周知を図る。 a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理(両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No.11のa参照) b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備(No.12参照) c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化(No.14参照)	平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置	厚生労働省	未措置	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する各保険者等の運用実態について調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において、現行のルールの整理等について検討を行い、結論を得た。	引き続き、一貫性や明確性を持たせた通知(技術的助言)の発出に向け、対応を進める。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		11	訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等	訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、 a 両サービスの組合せに係る現行のルールの整理(両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。)について検討し、結論を得る。 また、 b 両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。 ・自立支援・重度化防止の阻害のおそれ ・保険給付増加の呼び水となるおそれ ・適正な保険給付を担保するサービスの区分 ・ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント	a.平成29年度検討・結論 b.平成29年度検討開始	厚生労働省	検討中	a 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する各保険者等の運用実態について調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において検討を開始した。  b 学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において検討を開始した。	訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについては、今後更に検討すべき課題が多い。 引き続き、厚生労働省において検討を行う。	継続F	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。
		12	通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現	通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記のa～cについて検討し、結論を得る。 a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化 b 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルールの在り方 c 保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルールの整理	平成29年度検討・結論	厚生労働省 国土交通省	措置済	a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化について結論を得た。 b、c 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する各保険者等の運用実態について調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において検討を行い、結論を得た。	a 本件取扱いについて、地方運輸局等に周知徹底を図る。	解決	
		13	保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方	特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。	平成29年度整理開始	厚生労働省	検討中	学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において、課題や論点の議論を開始した。	指名料や時間指定料については、今後更に整理すべき課題が多い。 引き続き、厚生労働省において課題や論点の整理を行う。	継続F	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。
		14	利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化	法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間に、不合理な差額を設けてはならないことについて、不合理な差額の解釈を明確化する。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する各保険者等の運用実態について調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において検討を行い、結論を得た。	—	解決	
			③介護サービス供給の在り方の見直し								
		15	介護保険事業(支援)計画におけるニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策	第7期介護保険事業計画・介護保険事業支援計画に向けた国の基本方針に、地方自治体と同計画において、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設などの各種介護サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策を定めるよう努めるべきことを記載する。	平成29年度措置	厚生労働省	措置済	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び特定施設などの各種サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量を見込むこと等を介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成30年厚生労働省告示第57号)に記載した。 なお、介護保険事業(支援)計画の策定に当たっては、その状況について厚生労働省から都道府県にヒアリングを行っており、その際にも改めて上記の考えについて周知を行った。	—	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		16	介護保険事業(支援)計画における特定施設のサービス量の見込みの実態把握	利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう厚生労働省が地方自治体に通知(『(確定版)介護保険事業計画用ワークシート』の配布について)(平成26年7月3日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)した後、第7期介護保険事業(支援)計画の策定に当たって、見込量の推計における的確なニーズの把握等について、改めて地方自治体に周知し、国としてもこれを支援するとともに、地方自治体が特定施設等のサービス量をどのように見込んだかにつき、調査し、結果を公表する。	平成30年度上期措置	厚生労働省	未措置	各種サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量を見込むこと等を「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成30年厚生労働省告示第57号)に記載した。また、サービス見込量の推計支援ツールである「地域包括ケア「見える化」システム」の活用について、講習会等を実施し、市町村の推計を支援している。	計画策定に係るアンケートを全市町村に実施しているところであり、サービス見込量の推計方法を確認し、その結果を公表する予定である。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
		17	介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化	地方自治体が独自に実施する介護事業者の選定のための公募について、各地方自治体において公平性及び透明性を確保するため、公募の手續や介護事業者選定に関する以下のような留意点を明確化し、地方自治体に周知する。 a 選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担にも配慮すること。 b 公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること。 c 選考過程及び結果を公表すること。	平成29年度措置	厚生労働省	措置済	平成30年3月6日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県等に対して公募の手續や介護事業者選定に関する留意点の周知を行った。	—	解決		
		18	福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定に関する通知	福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知(「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」(平成26年9月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知))の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知する。	平成29年度措置	厚生労働省	措置済	地方自治体において、入札制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から事業者を選定することの重要性については、平成30年3月に改めて地方自治体に通知した。(「社会福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定について(周知)」(平成30年3月8日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知))	—	解決		
		④介護事業の展開促進・業務効率化の促進										
		19	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の事業展開上の支障となる規制の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護看護における日中のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員の業務や小規模多機能型居宅介護における登録者以外の者に対する訪問サービスの提供を可能にすることの適否について、平成30年度介護報酬改定の議論の際に検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	定期巡回・随時対応型訪問介護看護における日中のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員の業務について、平成30年度介護報酬改定において、利用者へのサービス提供に支障がない場合には認めることとしている。なお、小規模多機能型居宅介護における登録者以外の者に対する訪問サービスの提供を可能にすることについては、平成30年度介護報酬改定において、なじみの関係にある者に対する包括的なサービス提供の一環とはいえず、通常の訪問介護と変わらないため、小規模多機能型居宅介護としてのサービス提供は認めるべきではないとの考え方により、特段対応は行わないこととされた。	—	解決		
		20	介護報酬体系の簡明化	介護事業者や保険者等の事務負担軽減を図るとともに、利用者及び家族がサービスを主体的に選択できる状態を実現するため、利用者にとって必要なサービスが提供されるべきことに配慮しつつ、介護報酬体系の簡明化に向けた議論を行い、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	平成30年度介護報酬改定において、報酬体系の簡素化の観点も踏まえて、看護職員による居宅療養管理指導の廃止や、介護療養型老人保健施設の基本報酬の一元化等を行った。	—	解決		
		21	社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し	社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となる際の所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	厚生労働省	検討中	課題等を整理するため自治体及び社会福祉法人等に対して現状把握のためのヒアリングを実施しているところ。	引き続き検討を行い、施設入所者の保護及び社会福祉法人の経営安定性を考慮したうえで平成30年度に結論・措置を行う。	継続F		

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		22	福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し	独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補完であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	厚生労働省	検討中	課題等を整理するため福祉医療機構及び社会福祉法人等に対して現状把握のためのヒアリングを実施しているところ。	引き続き検討を行い、施設入所者の保護及び借入希望者の資金ニーズを考慮したうえで平成30年度に結論・措置を行う。	継続F		
		⑤社会保険診療報酬支払基金に関する見直し										
		23	機能ごとに分解可能なコンピュータシステムの構築	社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。 a「支払基金業務効率化計画・工程表」に、支払基金の次期コンピュータシステムにおいて、支払基金が担っている業務を機能ごとに分解し、それぞれの分解された単位(以下「モジュール」という。)を標準的な方式を使って組み合わせることによって、最適な全体システムを作り上げていく設計方式(以下「モジュール化」という。)を採用するとともに、以下の要件を満たすことを盛り込む。 ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査結果の受付、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式(インターフェース)を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。 ・レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。 ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。 ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに独立して構築されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。 ・コンピュータシステムの構築に当たっては、府省横断的にITシステムの企画立案に関する政府CIOと連携し、その評価を受けながら推進すること。 bコンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。	a:平成29年上期結論 b:平成29年度検討開始、結論を得次第措置、平成32年度までに実施	厚生労働省	検討中	厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金の連名で「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」(以下「計画・工程表」という。)を公表。  計画・工程表において、新たなシステム構築については、 ・新システムは平成32年度に稼働させること ・受付・審査・支払のそれぞれの業務単位で「モジュール化」すること ・支部業務サーバの本部への一元化をすること ・エビデンスに依拠した追加的な対応を柔軟に行うことができる、スケーラブルなシステムとすること ・定性的な記載項目については、電子レセプト上で医療機関等が選択できる方式の導入をすること ・コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しすること ・傷病名について、引き続き国際的な規格への準拠を進めること ・医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組みを導入すること ・新システム構築は、府省横断的にITシステムの企画立案に関与する政府CIO等と連携しながら進めること 等について取組むこととした。  その後、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」や「規制改革実施計画」に掲げられた改革項目を着実に実行するために、具体的な取組内容について、関係者の理解を深めるため、「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組(平成30年3月1日付け)」を公表。  上記の目的の下、平成30年度の取組を進めるに当たっての、改革の推進体制を明確化し、改革の進め方について、「改革の基本的な考え方」「平成29年度の取組の実施状況」「平成30年度の取組事項」に分けて整理した。	計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		24	支部の集約化・統合化の推進	支部の集約化・統合化の実現に向けて、引き続き検討を進め、結論を得る。	平成29年検討・ 結論	厚生労働省	検討中	<p>計画・工程表において、支部の集約化・統合化の推進については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査事務については、業務効率化に併せて集約化していくこと</li> <li>・審査事務の集約に伴う実際上の課題等を把握するため、システム刷新を待つことなく、モデル事業を行う支部において実証テストを実施すること</li> <li>・実証テストの結果に基づき、課題等の整理を行った上で、新システムの稼働後に、数か所の支部から先行的に集約化を実施すること</li> <li>・その際、問題がなければ速やかに審査事務の一部支部への集約化を図ること</li> <li>・審査事務体制の効率性をより抜本的に見直していくことを可能とするため、まずはサーバを本部に一元化すること</li> </ul> <p>等について取組むこととした。</p> <p>その後、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」や「規制改革実施計画」に掲げられた改革項目を着実に実行するために、具体的な取組内容について、関係者の理解を深めるため、「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組(平成30年3月1日付け)」を公表。</p> <p>上記の目的の下、平成30年度の取組を進めるに当たっての、改革の推進体制を明確化し、改革の進め方について、「改革の基本的な考え方」「平成29年度の取組の実施状況」「平成30年度の取組事項」に分けて整理した。</p>	計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	継続F	「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」及び「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組(平成30年3月1日付)」においては、結論が出ていない。
		25	審査の一元化に向けた体制の整備	<p>審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について検討を進め、結論を得る。</p> <p>a 審査委員会の審査内容について見える化を行い、地域における具体的な差異の内容を把握する。また、審査委員の利益相反の懸念を無くすため、徹底的な取組を進める。</p> <p>b データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する。</p>	平成29年検討・ 結論	厚生労働省	検討中	<p>計画・工程表において、審査の一元化に向けた体制の整備については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金の新システムには、請求内容・審査内容の分析機能を抜本的に強化するため、審査内容等について自動的なレポート機能を搭載することにより、本部において審査結果の差異事例の徹底した見える化や、コンピュータチェックルールの機動的な見直しによる標準化・高度化を図ること</li> <li>・継続的に差異を解消し、新たな差異を見逃さないために、PDCAサイクルの仕組みを新システムに組み込むこと</li> <li>・この仕組みにより抽出された審査結果の差異事例等は、支払基金と厚生労働省で共有し、速やかに対策検討の対象とすること</li> <li>・支払基金の審査委員の利益相反禁止に係る現行の運用上の取扱い(自らが関連する医療機関等は担当しない、審査を担当する医療機関等の定期的な変更など)は、支払基金の内規上で厳格化・明文化すること</li> </ul> <p>等について取組むこととした。</p> <p>その後、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」や「規制改革実施計画」に掲げられた改革項目を着実に実行するために、具体的な取組内容について、関係者の理解を深めるため、「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組(平成30年3月1日付け)」を公表。</p> <p>上記の目的の下、平成30年度の取組を進めるに当たっての、改革の推進体制を明確化し、改革の進め方について、「改革の基本的な考え方」「平成29年度の取組の実施状況」「平成30年度の取組事項」に分けて整理した。</p>	計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	継続F	「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」及び「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組(平成30年3月1日付)」においては、結論が出ていない。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
			⑥新医薬品の14日間処方日数制限の見直し									
		26	新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	新医薬品の処方日数制限について、現行の14日間よりも長い日数制限とすることを含めた具体的な見直し案の選択肢を検討し、結論を得る。その際、患者の利便性に加えて、副作用の早期発見など、安全性確保に留意する。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	平成29年12月13日の中医協総会において、以下の見直し案の選択肢を提示して議論した。 1) 処方日数制限について、現状の14日から21日、28日、30日等に延長。 2) 個別の患者の事情を勘案し、患者の状況に応じて処方日数を延長。 3) 処方日数制限を行わないとしている現在の取扱い(実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品等)に、次の場合を追加。 ・既収載品の有効成分(ラセミド)を光学分割した場合 ・既収載品の有効成分の代謝物や代謝前の成分の場合 ・既収載品と同一成分・同一投与経路であり、同様の効能・効果であるが、用法・用量が既収載品と著しく異なる配合剤の場合 4) 現行の取扱いを維持。  その中で、 ・重複残薬や残薬への対応を議論している中で、処方日数の延長は方向性が異なる ・新薬については特に注意して投与経過を観察する必要があり、患者の安全のために短期間での再診が必要である 等の意見があり、現行の取扱いを維持すべきとの結論を得た。				
			⑦機能性表示食品制度の改善									
		27	運用改善目標の設定及び目標を実現する工程表の策定・公表	機能性表示食品の届出手続について、事業者が書類提出後、事業者に対して不備指摘が行われるまでの所要日数について、運用改善目標を設定し、それを実現するための工程表を策定し、公表する。	平成29年度上期検討・結論・措置	消費者庁	措置済	平成29年6月に届出手続の運用改善目標として、「事業者による届出資料の提出後、消費者庁が不備指摘を行うまでの所要日数について、平成30年度末時点で、55日を上回らないことを目標とする」を設定の上、実現するための工程表を策定し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。	引き続き、策定した工程表のとおり取り組む予定。	解決		
		28	届出書類の簡素化	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)に定める届出書類について、簡素化目標を設定する。その上で、関係者と連携の上、各書類の必要性及び申請者の負担などを考慮して簡素化の具体策を検討し、同ガイドライン及びデータベースへの反映などの措置を講ずる。	平成29年度上期に簡素化目標の設定、平成29年度検討・結論、平成30年度措置	消費者庁	未措置	平成29年6月に届出資料の簡素化目標として、「届出資料の入力項目について、事業者による入力が必要な項目数を20%削減することを設定の上、実現するための工程表を策定し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。また、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)を改正し、届出資料の入力項目数の20%削減を達成した。	平成30年3月に改正した「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)に基づく届出が行えるよう、平成30年度中に機能性表示食品制度届出データベースの改修を行う予定。	継続F	データベースの改修が完了するまで引き続きフォローを行う。	
		29	業界団体等との連携強化を通じた機能性表示食品届出手続の運用改善	機能性表示食品の届出手続について、以下a～dの取組を含む業界団体等との連携強化を通じて、届出手続の迅速化・効率化を実現する。 a 事業者からの質問の集約や事業者への情報発信を行う業界団体等の機能を活用するため、業界団体等と消費者庁との間で情報共有などの連携強化を図る。 b 業界団体等からの質問・相談等に対応するため、専門窓口を消費者庁に設置する。 c 業界団体等による点検を終了届出書類について、消費者庁での確認作業が迅速に進む仕組みを構築する。また、機能性表示食品の届出に当たり業界団体等を利用することができることについて、消費者庁のホームページなどで周知し、促進する。 d 届出済の機能性表示食品に軽微な修正を施したのみの場合は、軽微修正の基準を明確にした上で、迅速な手続を実現する。	a:平成29年度上期検討・結論・措置 a,b:平成29年度上期検討・結論・措置 c,d:平成29年度検討・結論、平成30年度措置	消費者庁	未措置	a. 平成29年6月より、消費者庁と業界団体との機能性表示食品担当者意見交換会を毎月開催しており、これまでに10回開催した。 b. 平成29年6月に消費者庁に専門窓口を設置した。 c. 業界団体等の事前確認を経た旨を届け出ることとし、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)を改正し、その旨を反映した。 d. 公表済みの届出食品と同一性を失わない程度の変更である旨を届け出ることとし、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)を改正し、その旨を反映した。	平成30年3月に改正した「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)に基づく届出が行えるよう、平成30年度中に機能性表示食品制度届出データベースの改修を行い、引き続き、届出手続の運用改善に取り組む予定。	継続F	データベースの改修が完了するまで引き続きフォローを行う。	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		30	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の見直し及びQ&Aの策定・周知	業界団体と連携の上、事業者から問合せの多い事項などを反映するなど、ガイドラインを分かりやすく見直す。あわせて、届出書類において不備の多い事項などをまとめたQ&Aを策定し、消費者庁ホームページ等で周知する。	平成29年度検討・結論・措置	消費者庁	措置済	平成29年12月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)を改正し、事業者から問合せの多い事項を反映し、分かりやすく見直した。 また、平成29年9月に「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日付け消費表第463号)を策定し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。 さらに、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日付け消費表第463号)を改正し、届出資料の簡素化、届出確認の迅速化及び生鮮食品の特徴を踏まえた取扱い等に関する事項を反映した。	今後、必要に応じて「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日付け消費表第463号)の内容を拡充していく予定。	解決	
		31	生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進	農業協同組合など関係者に対するヒアリングを行い、生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	消費者庁 農林水産省	未措置	1)生鮮食品での機能性表示食品の届出等に取り組んでいる生産者団体、食品事業者及び機能性に関する研究を行っている者(10者)に対するヒアリングを実施した。 2)平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日付け消費表第463号)を改正し、生鮮食品の特徴を踏まえた取扱いを反映した。	1)機能性成分含有量の定量試験について、信頼性の高い試験法のJAS規格制定を推進し、届出の円滑化及び品質管理を支援する。 2)届出の相談窓口となり得る自治体やJA等の担当者を育成するセミナーを開催する。 3)機能性の根拠の取得に係る支援 ・研究レビューの材料となるエビデンスの取得のため、農林水産物の機能性研究等を推進する。 ・農研機構において研究レビューの改善・充実に取り組む。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		32	18歳及び19歳の者を含むデータを届出資料として利用するための条件の周知	臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に18歳及び19歳の者を含むデータを届出資料に記載する場合、それらの者を含むことの妥当性も合わせて記載されていなければならないこととされているが、そのことを周知するとともに、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び新たに作成するQ&Aに反映する。	平成29年上期周知、平成29年にガイドライン及びQ&Aに反映	消費者庁	措置済	平成29年6月に臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に18歳及び19歳の者が含まれる場合の考え方を消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。 また、その内容は、平成29年9月に「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日付け消費表第463号)に反映した。さらに、平成29年12月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消費表第141号)を改正し、その旨を反映した。	引き続き、適切に運用していく予定。	解決	
		33	アウトカム評価項目を疾病とする観察研究をデータとして用いる場合に認められる機能性表示の表現の明確化	アウトカム評価項目を疾病とする観察研究を届出資料として用いる場合に認められる機能性表示の表現方法について、業界団体等と検討し、結論を得る。結論については、機能性表示食品のQ&Aで周知する。	平成29年度検討・結論・措置	消費者庁	措置済	平成29年9月に策定した「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日付け消費表第463号)において、事業者団体との意見交換を踏まえて検討した結果を公表した。	引き続き、適切に運用していく予定。	解決	
		34	機能性表示食品制度における軽症者データの取扱範囲の拡大	臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に軽症者を含むデータの取扱いに関し、現在、特定保健用食品制度の試験方法として可能とされている範囲(コレステロール、中性脂肪、高血圧など)にとどまらず、アレルギー、尿酸値、認知機能等についても、機能性表示食品の届出資料としての利用を可能とすることを調査事業を通じて検討し、その結果を踏まえ、使用可能なデータの境界域を公表する。	平成29年度検討、平成30年度結論・措置	消費者庁	検討中	平成30年度事業として「機能性表示食品における軽症者データの取扱いに関する調査・検討事業」を計画し、調査・検討事業の実施に係る公告等の必要な手続きを行った。	平成30年度内に「機能性表示食品における軽症者データの取扱いに関する調査・検討事業」を実施するとともに、報告書を取りまとめ、その内容を踏まえて検討の上、必要な措置を行っていく予定。	継続F	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。
		35	⑧保育所等の利用に要する就労証明書の見直し 保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成	保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類(以下「就労証明書」という。)の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用の要請を行う。あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。	平成29年度上期検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省	措置済	「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各地方自治体の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準的様式の活用を要請。 「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査並びに標準的様式の活用に向けた留意事項について(依頼)」(平成29年12月13日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)により、標準的様式の活用状況等に関する調査を行うとともに、標準的様式の項目を加除修正する場合の留意事項に関して依頼。	平成30年夏頃までに、調査結果等を踏まえ、標準的様式の見直しを含む必要な対応を検討するとともに、引き続き、標準的様式の普及を図る。	継続F	標準的様式の活用状況について引き続きフォローが必要。



閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		36	保育所等の利用に要する就労証明書等の電子入力対応様式の普及促進	保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。	平成29年措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省	措置済	「保育の必要性の認定の際に用いる就労を証明する書類の様式について(依頼)」(平成29年3月31日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)にて、就労証明書の電子入力対応様式案を示し、電子入力への対応に向けた運用面での検討を依頼。 「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準の様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各地方自治体の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準の様式を電子入力可能な形式で提供し、手書き用の様式としての使用も想定して活用するよう要請。併せて、マイナポータル上で就労証明書を登録している場合に、様式を変更するよう要請。 「就労証明書の標準の様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査並びに標準の様式の活用に向けた留意事項について(依頼)」(平成29年12月13日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)により、電子入力への対応を再度依頼するとともに、活用状況についても調査を実施。	引き続き、標準の様式の普及と併せ電子入力対応様式の活用を促す。	継続F	電子入力対応様式の活用状況について引き続きフォローが必要。
		37	⑨金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役員以外の子供の受入れについての周知	金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役員以外の子供の受入れについて、法令の解釈に関し、金融機関の業界団体を通じて以下a～cを周知する。 a 役員の子供の受入れ後に余力がある場合に、社会貢献活動の一環として、その範囲内で役員以外の子供の受入れを行うことは、現行制度下でも対応可能であること。 b 余力の有無は、定員対比の受入れ数だけでなく、保育所の運営体制の整備状況なども踏まえて判断されること。 c 余力の範囲内と認められる状況であり、かつ他業を営んでいると認められない状況であれば、継続して受け入れることが可能であること。	平成29年度上期措置	金融庁	措置済	金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役員以外の子供の受入れについての法令解釈を、各業界団体を通じて、金融機関に対して周知を行った。	—	解決	
平成29年6月9日	投資等分野	1	①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。 その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。 また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、 ・雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、 ・今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、 などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	財務省	未措置	平成30年3月28日、平成30年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」(閣法第1号)が可決・成立した。これにより、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出が可能とされた。(施行時期は右欄に記載のとおり) 併せて、国税庁において、被用者が電磁的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に電磁的に提出することを支援するアプリケーション(「年末調整控除申告書作成システム」(仮称))を整備することとした。 団体扱特約保険に係る保険料控除の申告手続については、上記の税制改正と併せ、以下の仕組みが整備されれば、雇用者・被用者双方の事務負担が軽減される。 (1) 団体扱特約保険に加入している各被用者の保険料控除証明書が、保険会社から雇用者に対し一括して電磁的に交付される。 (2) 雇用者は、そのデータを用いて、団体扱特約保険の保険料支払額等の情報を予め記載した控除申告書データを作成する。 (3) 被用者は、団体扱特約保険に係る情報が予め記載された控除申告書データを社内システム等で確認し、必要に応じ個人契約分の保険に係る情報を追記する。 年末調整手続の更なる電子化の促進策については、被用者が上記の「年末調整控除申告書作成システム」(仮称)を利用する際、マイナポータル等を通じて控除証明書等のデータを取得し活用できる仕組みを整備することが考えられる。	左記の税制改正のうち、生命保険料控除・地震保険料控除の電子化は、平成32年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用される。住宅ローン控除の電子化は、平成32年10月1日以後に交付する年末残高証明書及び同日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用される(平成31年以後居住分)。 国税庁の「年末調整控除申告書作成システム」(仮称)は、こうした税制改正の施行時期を踏まえ、平成32年10月のリリースを予定しており、円滑な運用開始に向けて、システム開発を進めるとともに、標準的なデータ形式の設定等について関係業界団体や民間システムベンダーとの協議を行う。	継続F	規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、引き続き検討状況について要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者が電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナンバーを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置	総務省	未措置	a 「特別徴収税額通知(納税義務者用)の「正本」の電子的通知の推進について(通知)(平成29年9月20日市町村税課長通知)」を発売し、特別徴収税額通知の正本の電子的通知への対応について、助言を実施した。 b 平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)」については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。」とされた。	b 引き続き関係者との間で、納税義務者用通知の電子化について、一定の合意形成を図りつつ更に検討を進め、具体的な制度設計を行っていく。	継続F	規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、引き続き検討状況について要フォロー。
		3	社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)	a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、平成32年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。 b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にてリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。 c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。	a:平成29年上期に工程表を策定 b:平成29年以降継続的に措置 c:平成29年度検討・結論	厚生労働省	未措置	a.、平成29年6月30日に「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。 b. <各保険共通> ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を実施 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を実施 ・政府広報、広報誌・関連団体機関誌、ホームページ、官邸メルマガ等による周知広報を実施  <労働保険> ・各労働局及び労働基準監督署に対して、電子申請に関する周知・利用勧奨の徹底を指示(社労士会等への利用勧奨や窓口でのパンフレット手交、年1回のデモンストレーションの積極的実施等) ・窓口職員への周知啓発のため、電子申請用教材を作成 ・事業主に労働保険年度更新申告書を送付する際、電子申請に係る周知文書を同封 ・監督署への来客者向けに電子申請体験コーナーを設置 ・監督署への来署者に電子申請利用を勧奨する電子申請利用促進相談員を設置  <雇用保険> ・各都道府県労働局に対し事業所訪問の積極的な実施、ハローワークにおける勧奨リーフレットの配架、事業主向け説明会でのデモンストレーションの実施等を改めて指示 c. <厚生年金> 日本年金機構における電子申請の業務フローの分析(可視化)、電子申請のマニュアルの改訂(最適化)を行うとともに、形式的なチェックや、入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上で速やかに行い、職員が審査するプロセスを減らし、正しいデータが迅速かつ着実に処理されるためのシステム改修を含めた業務フローの見直しや処理時間を短縮する方策の検討を行った。	a.「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に基づき、社会保険・労働保険関連手続のオンライン申請の利用等の推進に向けた取組を、引き続き進めていく。 b. <各保険共通> 引き続き、以下のような組織を挙げた利用勧奨を行う予定。 ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を行う。 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を行う。 ・広報誌・関連団体機関誌やホームページ等による周知広報を行う。 ・電子申請手続について、制度に関する部分も含め相談できるようコールセンターを充実させる。 ・コールセンターにおける対応を充実させる取組の一環として、今後、電話による案内では対応が不十分なケースがないかについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を行うこととし、その結果も踏まえて、引き続きサービス対応の充実に取り組む。 ・電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。	継続F	取組状況について引き続き要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
								<p>&lt;健康保険&gt; 健康保険については、これまで電子申請環境が存在せず、本年度の検討の結果、マイナポータルによる電子申請環境の整備を進めることが決まったところであり、本取組は今後の検討を実施することとしている。</p> <p>&lt;労働保険&gt; 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。</p> <p>&lt;雇用保険&gt; ・業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。 ・平成29年度に新たに11労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計26労働局において設置)</p>	<p>&lt;厚生年金&gt; ・電子申請の利用促進の動画を作成しデモンストレーションを行うとともに、各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで本動画を放映し、普及に努める。</p> <p>&lt;労働保険&gt; ・引き続き事業主に対して、説明会や窓口において、電子申請に係るデモンストレーションを実施する。</p> <p>&lt;雇用保険&gt; ・事業主向け説明会を実施するとともに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用しオンライン申請の申請方法、特長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う。</p> <p>c. &lt;厚生年金&gt; 業務フローの見直しの検討を踏まえたシステム改修の実施。</p> <p>&lt;健康保険&gt; マイナポータルによる電子申請環境の整備の検討と併行して業務フローの可視化、電子申請環境の利用を前提とした最適化の検討を開始する。</p> <p>&lt;労働保険&gt; 利用率向上及び処理時間短縮に向け、以下の方策を実施する予定 ・電子申請の初期設定代行サービス事業の実施 ・行政側の電子申請に係る処理時間を短縮するため、電子申請を集中的に処理できる専門員を配置 ・労働保険番号の事業主への早期付与(電子申請システムの改修)</p> <p>&lt;雇用保険&gt; ・業務フローの見直しの検討を踏まえたシステム改修の実施。 ・引き続き、雇用保険電子申請事務センターの新規設置を進める。</p>		

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		4	社会保険関連手続の見直し② (オンライン申請の活用による手 続の見直し)	a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保 険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様 式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改 め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするた めの方策を検討し結論を得て、実施する。 b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについ て、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議 について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付 けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる 意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進 し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施す る。 c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを 証するために付している従業員本人の押印・署名を省 略することについて検討し、結論を得た上で措置する。 d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処 理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する 方策について検討し、結論を得る。	a:平成29年度検 討・結論 b:平成29年措置 c:平成29年度検 討・結論・措置 d:平成29年度検 討・結論	総務省 厚生労働省	未措置	a.電子申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出について、厚 生年金保険、健康保険(※1)、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ 4種の手続(※2)の届出様式を統一化し、事業者の申請負担の軽減を図ることについて、 検討を行った。 ※1 健保組合を除く ※2 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全喪届(適用 事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届  また、統一様式については、受付窓口を統一し、年金事務所、労働基準監督署及びハ ローワークにおいてそれぞれ一括して受け付けることを検討し、調整を開始した。 b.外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議につ いては、「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」において、年6回以上の 頻度で実施することとしている。工程表策定後の平成29年7月以降、計5回実施した(平成 30年3月31日時点)。 また、対応した結果についてe-Govのホームページにおいて公表を行ったところである。 c. <健康保険・厚生年金> 事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(健 康保険:7種類、厚生年金:9種類)のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性が あり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある「育児休業等終了時報額変更 届」及び「産前産後休業終了時報額変更届書」を除き、その他の届出(健康保険:5 届、厚生年金:7届)については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しまし た。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とする。 <雇用保険> 事業主による届出又は事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署 名を求めている届出(4種類)のうち離職証明書を除き、一定の要件を満たした場合には 本人の押印署名の省略を可能とする。 d.マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健康 保険組合への電子申請の導入を図る。	a.引き続き、統一様式及びワンストップ受付窓 口の設置について、各機関で調整するとと もに、システム開発等を実施する。 b.外部連携API対応の労務管理等ソフトウ ェアに関するソフトウェアベンダーとの協議につ いて、引き続き年6回以上の頻度で実施する とともに、より広くソフトウェアベンダーから意 見を募集する機会を設ける予定。 また、引き続き、対応した結果について公表 を行う予定。 c. <健康保険・厚生年金> 平成30年度のなるべく早い時期に実施する。  <雇用保険> 平成30年10月に実施する。 d.平成30年度においては、導入に向けた関係 機関との調整及びシステムベンダーによる改 修作業に着手することとし、平成31年度には 環境が整った健康保険組合より電子申請環 境による申請を実施する。	継続F	取組状況について引き 続き要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			②官民データ活用								
		5	地方自治体等の保有するデータの活用	a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、総合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。 b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。 c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。 d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報(匿名加工情報)の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。	a:意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論 b:立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論 c,d:平成29年度上期措置	個人情報保護委員会 総務省	未措置	○平成29年7月より「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」を開催。 ○当該検討会において、県、指定都市、市、特別区、町の職員を構成員とし、当該団体の首長等から、意見聴取を実施(a)。 ○当該検討会は計6回開催されたところであるが、検討会で民間事業者から提示されたニーズや活用事例は、必ずしも非識別加工情報の活用に関するものに限定されず、また現時点においては、非識別加工情報に関する活用事例が少なく、地方公共団体の非識別加工情報がどのように活用されるかについて十分に理解が進んでいないところ。こうした現状を踏まえれば、平成30年度以降、 ・地方公共団体の非識別加工情報の活用事例の充実を図ること ・非識別加工情報の仕組みの運用に係る手引き等の情報提供等により、条例整備を支援すること ・民間事業者が、地方公共団体の提案の募集時期等を把握できるよう、取組状況を公表すること ・上記公表に際しては、オープンデータの取組状況の公表とも連携した公表方法を検討することを実施するとともに、 ・データを活用する民間事業者が簡単に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について検討を進める必要があると整理されたところ。 ○具体的には、①共同受託、②作成組織について、検討を進める上での留意点等が議論され、 ①共同受託については、国や地方公共団体における非識別加工情報の作成に係る委託の実績等について、情報提供を実施 ②作成組織については、作成対象情報の範囲、安全管理措置の内容、事業採算性の確保について、留意のうえ検討し整理する必要があるとされたところ。 (a及びb) ・地方公共団体の個人情報保護制度(非識別加工情報制度を含む)に関する問合せ窓口を総務省地域情報政策室に6月に設置。(c) ○非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、改正行政機関個人情報保護法等に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を平成29年5月30日に開設し、国の行政機関及び民間事業者等からの問合せに対応している。(d)	○平成30年度において、検討会報告書を踏まえ、以下の取組を行う予定。 ・地方公共団体の非識別加工情報の活用事例の整理 ・上記活用事例の整理を行う中で、データを利活用する民間事業者が簡単に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減についても、課題の整理を進める。 ・運用手引きの情報提供等、地方公共団体の条例改正への具体的な支援を実施。 ・非識別加工情報を活用しようとする民間事業者が、地方公共団体の条例改正の予定時期や提案の募集時期等を簡単に把握できるよう、取組状況を把握・公表。公表にあたっては、オープンデータの取組状況の公表とも連携。	継続F	総合的なルール整備の検討については、「立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討し」とは評価できない。また、共同受託機関の設置等についても、「立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討」することとされている。こうした点を踏まえ、当会議は、「官民データ活用の推進に関する意見」(平成30年4月24日)を取りまとめ、第3次答申に改めて規制改革項目として、地方自治体が保有するパーソナルデータの活用について、工程の明確化や作成組織を含む立法措置の検討・措置を盛り込んだところ。本答申に沿った対応がなされるよう、引き続きフォローしていく。
		6	医学系研究における個人情報の取扱い	平成27年に改正を行った個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の施行に伴う、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)等の見直しに当たっては、医学系研究の遂行において支障が生じないよう対応する。また、改正個人情報保護法の施行後、医学系研究の遂行における個人情報の取扱いについて、更なる制度改善に向けた見直しを検討する。	改正個人情報保護法の施行に伴う指針等の見直しは措置済み、制度改善の検討は平成32年度を目途に検討・結論	個人情報保護委員会 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	検討中	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等(以下「医学系指針等」という。)について、個人情報の取扱いを含めた制度改善に向け、平成30年度から文部科学省、厚生労働省及び経済産業省による合同会議(以下「三省合同会議」という。)にて審議を開始すべく、内容の検討を行っているところ。	三省合同会議において医学系指針等の見直しに向けた検討を継続的に進め、平成32年度を目途に結論を得る予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		7	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の円滑な施行	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)の施行に当たり、医療情報の利活用の促進、ひいては健康・医療に関する新技術・新産業の創出が促進されるよう、主務省令等を策定し、円滑に同法を施行する。その際、医療機関によるデータ提供の促進を図るための環境の整備、匿名加工医療情報作成事業の安定的な運営の担保、認定事業者によるデータ囲込みの防止などの観点から実効性のある仕組みとなるよう特に留意する。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行まで検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	検討中	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(次世代医療基盤法)の施行に向けた基本方針の検討を行い、法律にもとづく所要の政省令の公布に向けた整備を進めている。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(次世代医療基盤法)について、平成30年5月の施行に向けて、引き続き、所要の政省令の整備を行う。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		8	不動産登記のデータ整備(相続登記の促進)	a 不動産登記上の所有者と実地上的所有者とのかい離状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。 b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。	a.平成29年度上期措置 b.平成29年度措置 c.平成29年度検討開始、結論を得た事項につき措置	法務省	未措置	a 平成29年6月に不動産登記簿における相続登記未了土地調査の結果を法務省ホームページで公開した。 b 法定相続情報証明制度を創設し、同制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しを実施している。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案を今国会に提出している。	c 法案成立後、所要の施策を実施	継続F	戸籍との連携などの制度改正を含む具体的施策の検討状況について、引き続き検討状況を要フォロー。
		9	不動産登記情報の公開の在り方	不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	法務省	検討中	不動産登記情報の公開の在り方について検討中である。	不動産登記情報の公開の在り方について引き続き検討する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		10	不動産登記情報等の行政機関間連携	a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。 b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをより的確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。	平成29年度検討・結論	a.法務省 b.内閣官房	未措置	a 登記情報システムの更改において、行政機関に対して、オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築することとした。 b 関係省庁が連携して、不動産登記情報等の行政機関間連携等を推進する体制を整備した。	a 平成32年度からの運用開始を目指す。 b 土地情報連携の高度化に向け、方策を検討する。	継続F	不動産情報に係る仕組み構築のための政府としての推進体制について、引き続き検討状況を要フォロー。
③IT時代の遠隔診療											
		11	遠隔診療の取扱いの明確化	情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。 ・「離島・へき地」以外でも可能であること。 ・初診時も可能であること。 ・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。 ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組合せが想定されること。	平成29年度上期検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	・「離島・へき地」以外でも可能であること。 ・初診時も可能であること。 ・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。 ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組合せが想定されること。 等の内容を含み明確化した通知を、平成29年7月14日に医政局長より発出(医政初0714第4号)	前述の通知に加え、遠隔診療を行うにあたり必要なルールについて検討し、指針の策定を行うことを目的として、情報通信機器を用いた診療に関する検討会を設置。平成30年3月20日現在第二回まで修了。三月末に第三回情報通信機器を用いた診療に関する検討会を開催し議論を踏まえた上で、初診・場所等を含む具体的項目を盛り込んだ指針を今年度内に策定する予定。	継続F	毎年、適切な更新が行われるか注視。
		12	遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充	対面診療と遠隔診療を単に比較するのではなく、より効果的・効率的な医療の提供を可能とする観点から、糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理、血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用するなど、対面とオンラインを組み合わせることで継続的な経過観察が可能になり重症化を防ぐといった例も含め、診療報酬上より適切な評価がなされるよう、遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、平成30年度診療報酬改定に向けて対応を検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省	措置済	情報通信機器を活用した診療について、対面診療とオンライン診療を組み合わせ、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン診療料等の診療報酬上の評価を新設した。(平成30年4月1日施行予定)	通信技術を用いた診療の評価の新設に係る影響を調査・検証するとともに、対面診療と適切に組み合わせたICTを活用した効果的・効率的な外来・在宅医療の提供等に係る評価の在り方について引き続き検討する。	継続F	エビデンスの蓄積状況に応じて、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」にて認められている取扱いが診療報酬上も評価されるように引き続きフォローする。
④IT時代の遠隔教育											
		13	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置	文部科学省	検討中	平成27年度～29年度に行っている、過疎地域や離島等の人口減少地域の小規模学校等における遠隔合同授業に関する実証事業の成果等を整理しているところ。 また、遠隔教育は、多様な学習や専門性の高い授業等の実現にも資する可能性があることから、遠隔教育の導入・推進に係る実証研究に係る経費を平成30年度予算案に盛り込んだところ。	これまでの成果等も踏まえつつ、必要な施策方針を取りまとめる	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		14	免許外教科担任の縮小に向けた 方策	a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。	a.平成29年度以降継続的に実施 b.平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	文部科学省	検討中	a 免許外教科担任の安易な許可を行わないよう依頼するとともに、遠隔授業その他ICTの活用について努めるよう依頼した「教師の採用等の改善に係る取組について(平成30年2月21日教職員課長通達)」を发出。  b 免許外教科担任の縮減に向けた方策について検討するため「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」を平成29年12月に設置。	b 免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議については、平成30年度中に一定の結論を得る見込み。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		15	高等学校の遠隔教育における著作 権法上の問題の解決	平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	文部科学省	措置済	「同時双方向型の遠隔授業」の実施にあたっての著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。さらに、平成29年6月、高等学校の遠隔教育を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について、著作権分科会としての考え方を取りまとめた。これを踏まえ、平成30年2月、「著作権法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	改正著作権法の成立及び施行に向けて必要な措置を講ずる。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		16	情報セキュリティポリシーの策定	学習系システム(学習用教材等を扱うシステム)には児童生徒が自由にアクセスするなどの学校の特性を踏まえてICTを活用した教育が実施できる環境を整備する観点から、速やかに教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。	平成29年度上期検討・結論・措置	文部科学省	措置済	平成29年10月19日に教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定	本ガイドラインの周知及び普及に取り組む	解決	
⑤日影規制の見直し											
		17	駅舎や線路敷沿いの車庫におけ る日影規制の見直し	駅舎や線路敷沿いの車庫について、地方自治体による建築基準法(昭和25年法律第201号)第56条の2に基づく日影規制の条例による規制の実態を調査し、地方自治体の条例による日影規制の運用について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	検討中	駅舎や鉄道車庫に係る日影規制の条例による規制の実態について、平成29年9月に全特定行政庁へ調査を依頼し、同年11月までに回答を得た。 その後、当該調査結果を踏まえて、駅舎等に係る条例による日影規制の運用について検討を行い、結論を得た。	都市計画で定められた用途地域や容積率に応じて日影規制の対象区域を設定している場合であっても、土地の合理的な高度利用を図ることを目的として地区計画(再開発等促進区)を定めること等により、駅舎や線路敷沿いの車庫の周辺を個別に日影規制の対象区域から除いている事例等を周知する。	継続F	実態調査を踏まえた駅舎等に係る条例による日影規制の運用について、引き続き検討状況を要フォロー。
		18	老朽化建築物の建替えにおける 日影規制の見直し	老朽化した建物やマンションの建替えについては、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の特例許可の実態を調査し、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	検討中	日影規制の特例許可の実態について、平成29年9月に全特定行政庁へ調査を依頼し、同年12月までに回答を得た。 その後、当該調査結果を踏まえて、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用等について検討を行い、結論を得た。	良好な市街地環境を実現するためには、都市計画全般の見直し状況も参考しつつ、住宅の集積状況等の実態や地区計画等で示された将来の市街地像等も踏まえて、日影規制の対象区域や規制値等、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の条例について柔軟に見直しを行うことも重要である旨を周知する。 また、不適格となる日影の生ずる土地が、将来とも住宅のような建築物の敷地となるおそれがないものとして、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の特例許可を受けた事例を周知する。	継続F	実態調査を踏まえた老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用について、引き続き検討状況を要フォロー。
		19	都市再生緊急整備地域内におけ る日影規制の見直し	都市再生特別地区の周辺地域における日影規制の実態を調査し、都市再生緊急整備地域内における日影規制の適用区域の運用について検討する。	平成29年度検討・結論	国土交通省	検討中	都市再生特別地区における日影規制の実態について、平成29年9月に全特定行政庁へ調査を依頼し、平成30年2月までに回答を得た。 その後、当該調査結果を踏まえて、都市再生緊急整備地域内における日影規制の適用区域の運用について検討を行い、結論を得た。	都市再生特別地区の指定に合わせ、周辺の開発動向等を踏まえながら、隣接地区を含めて地区計画(再開発等促進区)を定め、当該隣接地区を日影規制の対象区域から除いた事例を周知する。 また、都市再生緊急整備地域においては、引き続き、日影規制の弾力的な運用が図られるよう適切な対応を求める。	継続F	実態調査を踏まえた都市再生緊急整備地域内における日影規制の適用区域の運用について、引き続き検討状況を要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			⑥電波周波数の調整・共用								
		20	公共周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し	a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。 b 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、調査方法の在り方を検討し必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度結論、結論を得次第順次措置	総務省	検討中	平成29年11月に設置された電波有効利用成長戦略懇談会において検討を進めている。	平成30年夏頃までに懇談会の報告を取りまとめ、結論を得次第順次措置する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		21	公共周波数の民間開放に係る目標設定	周波数の有効利用の観点から、次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討し、結論を得る。	次期目標値見直しまでに検討・結論・措置	総務省	検討中	平成29年11月に設置された電波有効利用成長戦略懇談会において検討を進めている。	平成30年夏頃までに懇談会の報告を取りまとめ、結論を得次第順次措置する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		22	官官・官民共用化の推進	周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効果的かつ効果的な技術を活用するなどとして、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。	平成29年度検討開始、準備ができた次第技術試験を行った上、平成32年度結論	総務省	検討中	官官・官民共用化の推進に資する技術試験事務を平成30年度に実施するための予算を確保し、当該技術試験事務の実施に向けて準備を進めている。	平成30年度において、技術試験事務を実施し、平成32年度までに結論を得る予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		23	より効果的な周波数再編の促進	「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」(平成26年12月)において経済的価値も考慮した終了促進措置の改善の必要性が指摘されている点を踏まえ、周波数の効率的利用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて検討する。	平成29年度検討・結論	総務省	未措置	第4世代移動通信システム用周波数として1.7GHz帯を割り当てるための開設指針において、現在、同周波数帯を利用する公共業務用無線局の移行について、終了促進措置を適用することとした。また、当該指針において、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲について、周波数移行期間中の既存免許人の業務継続に係る経費として、工事期間中の有線回線による代替に係るものを考慮し、迅速な周波数移行を可能とすることとした。	平成29年11月に設置された電波有効利用成長戦略懇談会において検討を継続し、平成30年夏頃までに報告を取りまとめる予定。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。
		24	実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討	新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点より、以下の措置を講ずる。 a 「実験試験局」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。 b 申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常の免許の取得が可能とすることについては是非を検討する。	a:平成29年度検討・結論・措置 b:平成29年度検討・結論	総務省	未措置	平成29年11月に設置された電波有効利用成長戦略懇談会において、具体的な検討を進めた結果、実験試験局制度の周知徹底と申請・審査プロセスの透明化を図るため、実験試験局制度の概要と手続の詳細、運用の条件、実際の案件等を分かりやすくウェブサイトに取りまとめ、公開した。また、公開した内容について、研究機関や大学等に向けた説明会等を機会を捉えて開催し、今後周知徹底を図ることとした。	ウェブサイトや説明会等を活用して、実験試験局制度及び申請・審査プロセスについて、更なる周知徹底と迅速化を図っていく。また、平成29年11月に設置された電波有効利用成長戦略懇談会において検討を継続し、平成30年夏頃までに報告を取りまとめる予定。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。
			⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し								
		25	高圧ガス販売事業者の義務の見直し	a 水素スタンドにおける保安台帳の廃止を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 b 保安台帳の廃止に関する検討と併せて、水素スタンドにおける販売主任者の選任の合理化を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度に結論を得次第措置	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	a) 水素スタンドにおける販売事業者の義務である保安台帳を不要化する方向で、法技術検討の場において検討を進め、結論を得次第、措置予定。 b) 水素スタンドにおいて、製造事業者が販売事業者が確保すべき保安を担うことが確保できる業界の仕組みが示されれば、その条件下での販売主任者選任の不要に向け、法技術検討の場において検討を進め、結論を得次第、措置予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。



閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	車載容器総括証票の記載事項及びその運用等、事業者の考え方を基に安全性の検討を行い、保安上の課題が解決するのであれば、検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		27	水素スタンドにおける予備品の使用	水素スタンドにおける予備品の使用について、水素スタンド向けの製品メーカーが経済産業大臣による工場の認定を受け、速やかに認定品を作成できるよう、手続マニュアル等を作成し、環境整備を行う。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	措置済	認定品を作成するための認定を受けるための認定手続マニュアルの改訂版を高圧ガス保安協会が平成30年3月26日に発行。	—	解決	
		28	保安検査方法の緩和	水素スタンドに設置する高圧ガス施設について、事業者の負担軽減の観点から、業界団体等の保安検査方法案を基に、保安検査の方法を定める告示(平成17年経済産業省告示第84号)に追加することを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され保安検査方法についての業界規格案が策定された後、高圧ガス保安協会との共同規格作成のための検討を実施中。	業界団体と高圧ガス保安協会の保安検査方法の共同規格が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得次第、措置予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		29	保安監督者に関する見直し	a 保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 b 水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。	a:平成29年度検討開始 b:平成29年度検討開始、平成30年度に結論を得次第措置	経済産業省	検討中	—	—	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法(昭和23年法律第186号)上の安全対策について検討を開始する。	高圧ガス保安法につき、平成29年度検討開始、消防法につき、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始	総務省 経済産業省	検討中	高圧ガス保安法については、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。消防法については、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)上の措置が行われていないことから、未着手。	高圧ガス保安法については、検討会における議論を踏まえ、引き続き事業者案を基に検討を進める。消防法については、高圧ガス保安法上の措置がされ次第、速やかに検討を開始する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		32	一般家庭等における水素充てんの可能化	一般家庭等における水素充てんについて、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し	水素スタンドにおける締結部及び開閉部からの微量漏えいの取扱いについて、リスクを評価した上で、見直しを検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、リスクを評価した上で引き続き検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		34	水素スタンドの充てん容器等における措置の合理化	a 水素スタンドの充てん容器等における直射日光を遮る措置について、現行の例基準と同等の安全性を確保していると認められる措置について検討し、結論を得た上で、可能とする。 b 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)上、水素スタンドの充てん容器等について、外気温の影響で温度が40度を越えた場合であっても、直射日光を遮る措置を講じ通風を確保している場合には技術基準違反とはならない旨、都道府県に対し周知を行う。 c 一般高圧ガス保安規則において、水素スタンドの充てん容器等に散水する設備の設置を義務付ける技術基準は存在しない旨、都道府県に対し周知を行う。	a:平成29年度検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置 b,c:平成29年度措置	経済産業省	措置済	b)水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会における議論を踏まえて、40度を越えた場合であっても技術違反とならないような誤解を与える表現は周知が難しいが、外気温の影響により容器の温度が40度を越える事を防ぐための措置としては、遮光と通風確保の措置により技術基準を満足することを高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)に明記する改正を平成30年3月30日付で実施。 c)水素スタンドの容器置場について必ずしも散水設備の設置を義務づけているものではない旨を、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)に明記する改正を平成30年3月30日付で実施。	—	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		35	貯蔵量が300m未満で処理能力が30m <sup>3</sup> /日以上第2種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し	貯蔵量が300m未満で処理能力が30m <sup>3</sup> /日以上第2種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成31年度上期結論・措置	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、リスクを評価した上で引き続き検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		36	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出について、円滑な対応の観点から都道府県に対し周知を行う。	平成29年度措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会における議論を踏まえ、緊急充填時の届け出方法を高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)に明記する改正を平成30年3月30日付で実施。	—	解決	
		37	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドに並列で設置された蒸発器の処理量の算定方法について処理量の合算はしない旨、都道府県に対し周知を行う。	平成29年度措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会における議論を踏まえ、並列に設置され同時に稼働することの無い機器について合算しないこととする旨、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)に明記する改正を平成30年3月30日付で実施。	—	解決	
		38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成31年度までにリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		39	水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。	新たな判断基準が示され次第速やかに検討	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		40	設計係数3.5の設計に係る圧力制限の撤廃	設計係数3.5で設計された水素スタンド設備に係る圧力制限を撤廃した場合における安全性への影響について、事業者と協力して検討し、結論を得次第、圧力制限を撤廃する。	平成29年度検討開始、平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	設計係数3.5の設計に係る圧力制限について見直す方向で検討を行い、結論を得次第、措置予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		41	3.5よりも低い設計係数	水素スタンドに係る特定設備の設計係数について、米等国等諸外国の事例などを踏まえ、大臣特別認可や事前評価制度等を受けなくても3.5よりも低い設計係数(例えば2.4)で設計、製造を行う場合に必要の高圧ガス保安規制や技術基準について、事業者と協力して検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用	EN(European Norm)規格について、国際的に標準化された規格であるIEC(International Electrotechnical Commission)規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、EN規格に基づくATEX指令(防爆指令)の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成31年度結論・措置	厚生労働省	検討中	平成29年度より、学識経験者、事業者団体、検定機関等が参加する技術的な検討の場を設けて検討を開始している。	平成31年度までに結論を得て、必要な措置を講じる予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		43	型式承認等に要する期間短縮	燃料電池自動車用高圧水素容器について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	型式の承認の申請時に、型式試験に供する容器等の製造時点から工場等の品質管理体制、設備等に変更がないこと等を条件として、容器等製造業者の登録を現に受けていない者であっても容器等の型式の承認の申請を行うことができないか、事業者案を基に検討を進め、結論を得次第、措置予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		44	国連規則(UN-R134)に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備	国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互認証制度を有効に活用できるよう、国内規定を整備する。	平成29年度措置	経済産業省	措置済	国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号)を改正し、平成29年6月30日に公布・施行。	—	解決	
		45	燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法の見直し	破砕テスト及び圧力サイクルテストの組試験に代替し得る燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	製造過程における工程での厳しい品質管理に加えて、出荷後に試験結果が不合格になる場合には、当該容器をすべて回収する仕組みを構築するなど、事業者案を基に検討を行う。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		46	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し	公道走行を行わない開発中の車両に搭載する刻印なし高圧水素容器について、高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可を受けた場合の貯蔵及び移動に係る規定について明確化する。	平成29年度上期措置	経済産業省	措置済	一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を改正し、平成29年6月30日に公布・施行。	—	解決	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の簡素化について検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	特別充填許可の簡素化を図れないか、事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化	車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	許可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化	燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に検討を実施。	申請方法の合理化や書類の省略等、事業者の負担の観点から事務手続の在り方について、両省において検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		50	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維について、材料に係る規定が必要かどうか結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論	経済産業省	措置済	容器保安規則の機能性基準の運用についてを制定し、平成30年3月30日に公布。	平成30年4月30日に施行予定。	解決	
		51	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの緩和	a 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さを1.25mmに限定しなくても安全であるかどうかを検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。 b 燃料電池自動車用高圧水素容器の再検査について、許容傷深さの値以下の切傷であって繊維が露出していない場合には、傷の補修を不要としても安全上問題がないか検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。	a:平成29年度検討・結論・措置 b:平成29年度検討開始、平成30年度結論	経済産業省	措置済	国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号)を改正し、平成30年3月30日に公布。	平成30年4月30日に施行予定。	解決	
		52	燃料電池自動車用高圧水素容器の標準方式の緩和	国連規則(JN-R134)を踏まえ、国内において燃料電池自動車用高圧水素容器の認可を得る場合も任意の方式での標準を認める方向で検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年結論・措置	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	容器を扱う者にとって重要な情報が標準から読み取れなくなることがないように、また、標準がはずれることがないように、安全性確保を考慮した上で、標準の貼付の方式を変更することができるか、事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		53	燃料電池自動車の水素充てん口付近の標準の緩和	燃料電池自動車の水素充てん口付近の標準について、文字の大きさを規定するなどの方法を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	経済産業省	措置済	容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)等を改正し、平成29年6月30日に公布・施行。	—	解決	
		54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		55	容器等製造業者登録の更新の見直し	容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の登録番号を継続する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	更新に際して登録番号を新たに付さずとも、遡って容器等製造業者としての健全性を確認することができる場合には、事業者案を基に検討を進め結論を得る。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成31年までに結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	同じ設計図で製造された容器等ごとに型式承認番号を発行する仕組みについて、事業者案を基に検討を進め、結論を得る。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長	15年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	充填可能期間を延長した場合に容器の安全性が確保される方策について、事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		58	充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容	充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成31年度結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	適切に容器を載せ替える仕組みについて事業者から提案があった場合には、事業者案を基に検討を進め、結論を得る。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		59	充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理	事業者案を基に、充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車の廃棄方法が安全上問題ないか検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始	経済産業省	措置済	一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を改正し、平成30年3月30日に公布。	平成30年4月30日に施行予定。	解決	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。	必要なデータ等が示された場合には、検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	事業者から未使用期間における管理方法や管理方法による劣化速度の変異に関するデータ等の必要なデータが提示された場合には、事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	「⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成29年度に公開の場での検討を開始	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	措置済	安全確保を前提に水素・燃料電池自動車関連規制のあるべき姿を幅広く議論し、科学的知見に基づく規制見直しを進めるべく、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の検討の場である「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」を平成29年8月から開催し、検討を開始。	—	継続F	引き続き公開の場での検討状況について要フォロー。	
		⑧その他										
		62	LNGローリー車への充てん量上限の引上げ	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	検討中	業界団体等が安全性に関する技術的検証を行う方向で検討を行っているところ。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		63	遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	検討中	業界団体等から本項目に関する連絡は頂いていない。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		64	保安講習の受講機会の確保	高圧ガス保安協会において、できるだけ日程が重複しないように各ブロックにおける講習開催を計画するよう指導するなど、保安講習の十分な受講機会を確保する。	平成29年度措置	経済産業省	措置済	高圧ガス保安協会において、全国の講習開催日程等に係る計画を策定する際に、受講者全般への影響などにも配慮しつつ、各ブロックにおける開催日程ができるだけ重複しないようにするなどの措置を行った。	今後も、受講者全般への影響などにも配慮しつつ、各ブロックにおける開催日程ができるだけ重複しないようにするなどの措置を行っていく予定。	解決		
		65	発電事業登録・特定送配電事業の届出手続の見直し	事業者の事務負担の軽減の観点から、発電事業又は特定送配電事業の届出に係る手続の見直しについて検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	措置済	平成29年4月から事業者ではなく経済産業省が事業ライセンスの届出があったことを広域機関へ通知することにより、簡素化を行い、事業者の事務負担軽減を図った。	—	解決		
		66	銀行グループへのIFRSの任意適用の解禁	銀行及び銀行持株会社がIFRS(International Financial Reporting Standards)を任意適用した場合の開示・報告・各種規制に係る所要の改正について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	金融庁	措置済	以下①～⑨を改正。平成29年11月10日に公布・施行済。 ①銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) ②銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)別紙様式 ③銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号) ④銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十号) ⑤銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成二十六年金融庁告示第七号) ⑥銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率(平成二十七年金融庁告示第十二号) ⑦銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第七号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率(平成二十七年金融庁告示第十三号) ⑧主要行等向けの総合的な監督指針 ⑨中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	—	解決		
		67	銀行単体に対する自己資本比率の開示規制の緩和	自己資本比率の開示規制については、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるという趣旨を踏まえ、バーゼル規制に係る国際合意を踏まえた改正の際に、主要項目以外の項目について銀行単体での開示を緩和する方向で検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	金融庁	措置済	主要項目以外の項目について銀行単体での開示を緩和する旨を含む「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第七号)等の一部改正告示を平成29年12月11日公布。平成30年3月31日施行。	—	解決		

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		68	外国口座管理機関に係る手続の負担軽減	外国口座管理機関の申請手続等について、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の整理など、手続の負担軽減を図る。	平成29年度措置	金融庁 法務省 財務省	措置済	申請手続を行う者の負担軽減を含む利便性向上の観点から、平成29年6月30日付で金融庁ウェブサイト到手続案内や参考様式等(英語版を含む)を掲載し、受入れ可能な書類の明確化等を図るとともに、各指定国内上位機関に個別周知を行った(注)。  (注)法令上、全ての外国口座管理機関は指定国内上位機関を定める必要があり、外国口座管理機関の申請手続等は、各指定国内上位機関を経由して行われている。	—	解決	
		69	確定給付企業年金における承認申請手続の簡素化	確定給付企業年金の規約の変更等に係る承認申請手続等について、簡素化を図る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	平成30年1月に規約変更手続の簡素化に係るQ&Aを発売し、申請時の書類の記載内容について簡素化を実施。	—	解決	
		70	県外産業廃棄物流入規制の見直し	県外産業廃棄物流入規制について流入規制を含む検討結果が取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)(平成29年2月14日中央環境審議会)を踏まえ、関係者による意見交換等の場の設定等をする。	平成29年度検討開始、平成30年度目途措置	環境省	検討中	意見交換の場の時期、課題、参加者等の具体的な内容について、関係者と調整を行った。	平成30年度中に意見交換の場の設定等をする。	継続F	関係者による意見交換等の場が十分機能するものとなるか、要フォロー。
		71	優良認定制度の見直し	「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討する。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	環境省	検討中	有識者や処理業者等を含めた勉強会を実施し、検討を進めているところ。	引き続き検討を行い、平成30年度末までに結論をとりまとめる。	継続F	検討状況を要フォロー。
		72	局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消	許可された事例の公表、汎用性のある発散防止抑制装置の普及、典型的な発散防止措置に関する審査の簡略化など、局所排気装置等を設けないことに関する所轄労働基準監督署長の許可の審査に係る期間を短縮するための方策について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	所轄労働基準監督署長の許可の審査については、平成29年7月13日付け基発0713第3号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」の一部改正についてにより、許可申請の事案のうち、類似の許可事例が多く、許可の判断基準が確立したものについては、厚生労働本省に設置する専門家検討会での審査を実施することなく所轄労働基準監督署長が許可できることとし、審査に係る期間の短縮を行った。	引き続き同専門家検討会において、許可の判断基準が確立したものについては、順次、同様の対応を行っていく予定。	解決	
		73	都市計画基礎調査の民間利用促進	都市計画基礎調査のオープン化に向けて、個人情報の処理方法の明確化を含む課題の抽出及びその対応策の検討を行い、ガイドラインの作成及び地方自治体への周知を行う。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	国土交通省	検討中	都市計画基礎調査情報の利活用及び調査のあり方に関する検討会において、有識者、業界関係者、地方公共団体を交え、個人情報の扱いに係る整理等に係る検討を行うなど、都市計画基礎調査情報のオープン化に向けた基本的考え方について検討を進めているところ。	引き続き検討会において、オープン化のガイドラインを検討。 ・平成30年度中にガイドラインの作成及び地方公共団体への周知。	継続F	検討状況を要フォロー。
		74	「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	国土交通省	検討中	情報共有システムを活用したオンライン電子納品に関する検討	オンライン電子納品の試行システムの機能要件を整理	継続F	検討状況を要フォロー。
		75	電気通信工業に関する技術検定の創設	電気通信工業に関する技術検定の創設について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	国土交通省	措置済	平成29年11月10日に電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設等を内容とする「建設業法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第276号)を公布・施行し、電気通信工業に関する技術検定を創設した。	—	解決	検討状況を要フォロー。
		76	自家用マイクロバス貸渡しの届出に係る申請書類の削減	既に2年を超える期間、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている場合において、申請者に対し必要以上の負担を課さないよう手続の簡素化を含めた対応策について検討し、結論を得次第、措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済	平成30年3月30日付けで「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(通達)を改正した。	—	解決	
		77	風俗営業許可手続の見直し	風俗営業許可を受けたスナック、パブ等を営む個人事業主が法人化する場合の手続について、平成28年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、対応を検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	警察庁	措置済	都道府県警察に対し、風俗営業の許可を受けた個人事業主から、その者を代表とする法人として新たに同一の営業所における風俗営業の許可申請がなされた場合においては、当該許可がなされるまでの間において、当該個人事業主としての風俗営業を認めるなどの対応を求めることなどを内容とする各都道府県警察向けの事務連絡を発売した。(平成29年12月22日発売)	—	解決	
		78	特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求	特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	法務省	検討中	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて検討中。	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて検討を行う。	継続F	検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての			
										評価	指摘事項		
平成29年6月9日	その他重要課題分野	①ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革											
		1	ICTを活用したソフトメーターの普及に向けた環境整備	顧客ニーズに応じた柔軟な料金設定や、事業者の生産性向上に向けたイノベーションの促進を目指し、回転尺を基本とするタクシーメーターに加えて、タクシー事業の運賃算出の基礎として必要十分な精度の距離情報等を導出するシステム(ソフトメーター等)の利用も可能にするため、求められる距離等の測定精度の水準や、必要な精度等を有することを担保する仕組み、技術基準等の検討を関係者間で行い、速やかに結論を得て、新しいタクシーメーターの開発や普及に向けて必要な環境整備を行う。	平成29年度上期検討開始、平成30年度上期結論、平成30年度措置	国土交通省	検討中	ソフトメーターの仕組み案やその開発・普及に向けて検証が必要なポイント等について、関係者(関係省庁、関係業界団体、関係機器メーカー)と検討を開始した。	平成30年度上期までにソフトメーターの実現に向けて検証が必要な項目を関係者間で検討し、結論を得る。 平成30年度中に、上記項目について検証し、その結果を踏まえて、必要な技術基準等の策定に向けた方針をとりまとめる。	継続F	検討の状況について要フォロー		
		2	ICTを活用したソフトメーターの計量法との関係の明確化	No.11による検討状況を踏まえつつ、事業者と消費者が運賃算出の基礎となる距離情報を相互に確認するために必要な技術基準等の検討を関係者間で行い、計量法(平成4年法律第51号)との関係を明確化する。	平成30年度検討開始	経済産業省	検討中	国交省において立ち上げられた、ソフトメーターに係る検討会に参画した。	引き続き左記検討会に参画し、国交省の検討状況について注視する。	継続F	検討の状況について要フォロー		
		3	利用者の同意を前提とした事前確定運賃の実現	渋滞や回り道等で値段が高くなるかもしれないという不安なくタクシーを利用したいというニーズに応じたサービスが実現できるよう、配車アプリ等によりあらかじめ運行経路と運賃を利用者に提示し、これに利用者が同意することを条件に、経路を特定した個別認可を受けることなく、一定の方式により事業者が柔軟に運賃設定することを包括的に認可する仕組みについて、利用者保護を図るための措置も含めた検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	国土交通省	検討中	平成29年8月から10月にかけて事前確定運賃に関する実証実験を都内で実施した。	実証実験の結果を踏まえ、平成30年度中に本格運用化のための通達を発出する。	継続F	検討の状況について要フォロー		
		4	ICTを活用した運行管理の効率化に向けた環境整備	乗務記録や点呼記録等について電子データでの記録・保存が可能であることを周知するとともに、ICTを活用した新たな点呼の手法を事業者が活用できるよう検討し結論を得る。	平成29年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済	平成30年3月30日付けで「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(通達)及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(通達)を改正し、乗務記録や点呼記録等については現行制度においても電子データでの記録・保存が可能である旨を再周知した。 また、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる旅客自動車運送事業者の営業所について、ICTを活用した点呼としてIT機器を用いた点呼を行うことができるよう、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を平成30年3月30日に公布・施行した。	—	解決			
		5	自家用自動車による運送	自家用自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にからしめる理由であることを通達により明確にするとともに、登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を通達により明確化する。	平成29年度検討・結論	国土交通省	措置済	平成30年3月30日付けで「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(通達)を改正し、自家用自動車による有償運送について、許可又は登録が必要とされている趣旨を明確化するとともに、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化した。	—	解決			
②地方の需要に応える貨物運送事業規制改革													
6	客貨混載に関する運用の見直し	道路運送法(昭和26年法律第183号)第82条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業者による少量貨物の運送に係る規制については、貨物軽自動車運送事業者が運送できる貨物の重量を上限値として、それを超える場合は個別に判断するとしていた現在の法運用を改め、事業者が乗合バスの構造等に応じて柔軟に事業を行えるよう、一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客運送の用に供する車両を用いて貨物運送を行うことができる条件を明確化し、事業者が自ら判断できるようにする。	平成29年度上期検討・結論・措置	国土交通省	措置済	平成29年8月7日付けで「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業のように供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(通達)を発出し、乗合バスは全国で、貸切バス、タクシー、トラックについては過疎地域において、旅客及び貨物の両事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、バス車両やタクシー車両を用いた貨物運送又はトラック車両を用いた旅客運送を行うことを可能とした。	—	解決					

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		7	貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制の見直し	輸送の安全を確実に担保しつつ地域の実情等に応じた合理的規模で事業拠点が整備できるよう、ICTの活用等により適切な運行管理が実施される等一定の条件を満たすことを前提として、人口の少ない過疎地域において、広域に事業を展開している貨物自動車運送事業者が追加で営業所を新設する場合と、中小企業等が営業所を新設する場合の両方について、営業所新設時に求める必要最低車両台数の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	国土交通省	未措置	法令を確実に遵守している事業実績を有する事業者で一定の事業実施体制を有するものであって、GPS機能を有するデジタル式運行記録計によって過疎地域内のみにおいて対象車両の運行が行われることが確認できる場合には、過疎地域における営業所ごとの最低車両台数について緩和された基準とすることについて検討し、結論を得た。	平成30年度上期に通達を发出予定	継続F	措置の内容について要フォロー	
		③第二種運転免許受験資格										
		8	第二種運転免許受験資格	第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である、少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が旅客自動車運送事業の運転手への志望をしづらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に留意しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置	警察庁	検討中	普通第二種免許の経験年数要件の見直しに関し、調査研究を実施するとともに、年齢要件で担保している資質等について検討を行っている。	第二種免許の受験資格の見直しの可否を含めた第二種免許制度の在り方について、調査研究の結果を踏まえつつ、平成30年度に開催する有識者会議等で検討を行っていく。	継続F		

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			④旅館業に関する規制の見直し								
		9	旅館業に関する規制の見直し	<p>旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直す。少なくとも、以下の見直しを行う。</p> <p>a 客室の最低数の規制については、撤廃する。</p> <p>b 寝具の種類の規制については、撤廃する。</p> <p>c 客室の境の種類の規制については、撤廃する。</p> <p>d 採光設備の具体的な要件の規制については、建築基準法令に準じた規定に改める。</p> <p>e 照明設備の具体的な要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改める。</p> <p>f 便所の具体的な要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改める。</p> <p>g 客室の最低床面積の規制については、ベッドの有無に着目した規制に改める。</p> <p>h 入浴設備の具体的な要件の規制については、規制の緩やかな旅館の水準に統一する。また、レジオネラ症等の感染症対策及び利用者の安全等に必要な規制以外の規制は撤廃する。</p> <p>i 玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の数値による規制は撤廃する。また、ICTの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について具体的に検討した上で、ICTの活用等による適用除外を認める。</p>	旅館業法の一部を改正する法律案の成立後に検討・結論、その施行に合わせて措置	厚生労働省	措置済	<p>a「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の客室の最低数の規制について、撤廃することとした。</p> <p>b「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の寝具の種類の規制について、撤廃することとした。</p> <p>c「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の客室の境の種類の規制について、撤廃することとした。</p> <p>d「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」により、旅館・ホテル営業の採光設備の具体的な要件の規制について、撤廃することとした。</p> <p>e「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」により、旅館・ホテル営業の照明設備の具体的な要件の規制について、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改めることとした。</p> <p>f「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の便所の具体的な要件の規制について、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改めることとした。</p> <p>g「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の客室の最低床面積の規制について、ベッドの有無に着目した規制に改めることとした。</p> <p>h「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の入浴設備の具体的な要件の規制について、規制の緩やかな旅館の水準に統一した上で、レジオネラ症等の感染症対策及び利用者の安全等に必要な規制以外の規制は撤廃することとした。</p> <p>i「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の玄関帳場の規制について、「受付台の長さが1.8m以上」等の数値による規制を撤廃した上で、ICTの活用による代替を認めることとした。</p>	a~c.f~i平成30年6月15日より、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行。	継続F	法律施行後の状況について要フォロー。



閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			⑤地方における規制改革								
		10	地方における規制改革	地方自治体における手続上の書式・様式(以下「書式等」という。)について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、 a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、 b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、 を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、事業者の負担を踏まえてリスタップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策(国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等のひな形の提示、自治体側の連携による書式等のひな形の作成など)を検討し、結論を得る。その際、個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	内閣府	検討中	「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、各府省による該当する書式等の洗い出し、事業者団体の協力による事業者の負担の実態の把握、地方自治体(六団体)との協議等を経て、検討を求める書式等を選定した上で、各府省に当該書式等に係る改善方策の検討を依頼。 各府省において検討された改善方策について、専門的検討を行うため、「地方における規制改革タスクフォース」の設置を決定。	平成30年4月より、「地方における規制改革タスクフォース」において、各府省から提出された改善方策について確認等を行い、結果を規制改革推進会議に報告した上で、結論を得る。	継続F	地方の書式・様式に関する改善方策の検討に係る各省庁の取組状況について要フォロー。
			⑥労働基準監督業務の民間活用等								
		11	労働基準監督業務の民間活用等	a 労働基準監督業務の民間活用拡大のため、以下の措置を講ずる。 ・民間の受託者(入札により決定し、契約により、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け)が、36協定未届事業場(就業規則作成義務のある事業場、同義務のない事業場)への自主点検票等(36協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況などの点検票等)の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。 ・労働基準監督官は、これらに応じなかった事業場及び確認の結果問題があった事業場に、必要な監督指導を実施する。 b 労働基準監督署における監督指導の実効性の確保・強化のため、労働基準法(昭和22年法律第49号)違反に対する抑止・是正効果を高める措置について、引き続き検討する。	a:36協定未届事業場であって就業規則作成義務のある事業場については平成30年度開始、平成32年度までに措置、それ以外の事業場については平成33年度以降に計画的に措置、なお、労働基準監督官による監督指導については平成30年度以降継続的に措置 b:平成29年度以降検討	厚生労働省	未措置	・aについて 平成30年度からの委託事業実施のために予算要求を行い、必要な予算額の確保を行った。 ・bについて 長時間労働の是正に向け、法規制の執行強化を図るため、月80時間超の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対する監督指導を強化するとともに、①使用者の労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインの策定、②違法な長時間労働等を複数の事業場で行った企業等に対する全社的な指導の実施、③是正指導段階での企業名公表の拡大等の取組を行った。 また、あわせて、労働基準法の内容や相談窓口の徹底を改めて図り、監督指導の強化を効果あるものとするため、必要な人員の確保と体制強化に努めてきた。	・aについて 平成30年度より、「36協定未届事業場に対する相談指導事業」として、36協定未届事業場に対する自主点検票の送付・回収・分析、必要な事業場に対する集団的・個別による相談指導を行う委託事業を実施する。 ・bについて 法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でないと考えられる事業場に対して、きめ細やかな相談・支援を行うため、平成30年4月から、全ての労働基準監督署に、労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行うための特別チーム「労働時間改善指導・援助チーム」を編成することとしている。「労働時間改善指導・援助チーム」は、「労働時間相談・支援班」と「調査・指導班」の2班編成とし、「調査・指導班」において、長時間労働の是正に係るこれまでの取組を踏まえ、その強化を図るため、労働時間改善特別対策監督官により長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を行うこととしている。 あわせて、違法な長時間労働等の法違反が認められる事業場に対しては、引き続き監督指導を徹底する。	継続F	事業実施後の状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)			
									評価	指摘事項		
平成28年6月2日	健康・医療分野	①在宅での看取りにおける規制の見直し										
		1	地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進	住み慣れた自宅や介護施設等、国民が望む場所での看取りを行う体制を確保することができるよう、医療関係者などの協力も得ながら、在宅医療での医師間の連携や介護施設等における協力病院の確保などを含め、地域での看取りを円滑に進めるための対応策を検討し、結論を得る。	平成28年度検討、平成29年度結論	厚生労働省	措置済	○平成26年介護保険法改正により制度化された、市町村における在宅医療・介護連携推進事業の取組を推進している。 ○患者の意思決定を支援する取組として、平成29年度中に、人生の最終段階における医療に関し、患者の相談に適切に対応できる医療・ケアチームの育成研修を12回実施し、約280チームを育成した。 ○また、患者の希望に応じた看取りを推進するため、平成H30年度診療報酬・介護報酬改定において、在宅でのターミナルケアについて、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等を踏まえた対応を要件化し、点数を充実するとともに、特養に入所する末期の悪性腫瘍の患者等に対して、施設と医療機関が連携してターミナルケアを行った場合に、診療報酬と介護報酬の双方を算定できるよう、見直しを行った。	—	解決		
		2	在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備	在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。 a 医師による直接対面での診察の経過から早晚死亡することが予測されていること b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による穏やかな対面での死後診察が困難な状況にあること d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること	平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置	厚生労働省	措置済	平成28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」(研究代表者 大澤資樹)において、閣議決定で示されたa～e要件の具体化及び医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行う際の具体的手順について研究を進めた。	平成28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」(研究代表者 大澤資樹)を踏まえ、平成29年9月に「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」(平成29年9月12日付医政発0912第1号厚生労働省医政局長通知)を策定した。 ○また、ガイドラインに基づき、東京と福岡において「医師による遠隔からの死亡診断をサポートする看護師を対象した研修会」を開催し、講義やシミュレーションのほか、全国各地の大学法医学教室で死体の観察方法等を含む実地研修を行った。 ○上記、研修を修了した看護師の協力の下、医師による遠隔からの死亡診断等が実施できる体制が整った。引き続き、研修会を開催すること等を通じて医師による遠隔からの死亡診断の体制の充実を図っていく予定(平成30年度研修予算措置済)。	解決		
②薬局における薬剤師不在時の一般医薬品の取扱いの見直し												
		3	薬局における薬剤師不在時の第二类・第三類医薬品の取扱いの見直し	患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二类・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省	措置済	業界関係者に対してヒアリングを実施し、様々な意見を聴取した。その結果も踏まえて検討を行い、薬局において、薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に不在となる場合には、薬局を閉局することなく営業できるようにするため、所要の措置を講じる改正省令を平成29年9月26日に公布・施行した。	自治体及び薬局関係団体と連携しながら、適正な運用に努める。	解決		

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保								
		6	診療報酬の審査の在り方の見直し	<p>社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICTの最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化し、業務の最大限の効率化、高精度化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図るため、以下のa～iについて具体的に検討し、結論を得る。</p> <p>a 医師の関与の下で、全国統一的かつ明確な判断基準を策定すること</p> <p>b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること(医学的判断を要する審査対象を明確化すること)</p> <p>c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと</p> <p>d レセプトの請求段階における記載漏れ・誤記などの防止措置を構築すること</p> <p>e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示をICTの活用により効率的に行うこと</p> <p>f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること</p> <p>g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと</p> <p>h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること</p> <p>i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること</p>	平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得る	厚生労働省	検討中	<p>厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金の連名で公表した「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」(以下「計画・工程表」という。))において、診療報酬の審査の在り方の見直しについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省において、現行の診療報酬点数に係る審査基準(告示・通知等)をより明確化するとともに、医療機関等のICTに組み込めるように基準並びにシステムを標準化すること</li> <li>○明確化し、標準化された審査基準は、支払基金において、最新のICT技術を活用したコンピューターチェック機能に取り込むこと</li> <li>○なお残る支部間の差異についても、最新のICT技術を活用し、多面的な把握・分析による見える化を行うことにより解消を図り、審査基準の明確化、統一化を促進すること</li> <li>○コンピューターチェックに適したレセプト形式への見直しをすること</li> <li>○医療機関等において事前にコンピューターチェックが行える仕組みを構築すること</li> <li>○返戻再請求・再審査請求を減少させるため、返戻査定理由を記載する対象レセプトの拡大及び記載内容の充実を図ること</li> <li>○支払基金において、コンピューターチェックルールの公開基準を策定し、順次公開を進めること</li> <li>○支払基金の新システムには、請求内容・審査内容の分析機能を抜本的に強化するため、審査内容等について自動的なレポート機能を搭載すること</li> <li>○本部において審査結果の差異事例の徹底した見える化や、コンピューターチェックルールの機動的な見直しによる標準化・高度化を図ること</li> <li>○継続的に差異を解消し、新たな差異を見逃さないために、PDCAサイクルの仕組みを新システムに組み込むこと</li> <li>○この仕組みにより抽出された審査結果の差異事例等は、支払基金と厚生労働省で共有し、速やかに対策検討の対象とすること</li> <li>○支払基金の「審査の一般的な取扱い」の公表を一層促進するとともに、本部の中立した視点を持って再審査に関する仕組みを導入すること</li> <li>○国保連による改革についても、支払基金との審査基準の統一化も含め、検討し取り組んでいくこと</li> </ul> <p>等について取組むこととした。</p>	○計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	継続F	「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」においては、結論が出ていない。
		7	組織・体制の在り方の見直し	<p>医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すため、以下のa～cについて具体的に検討し、結論を得る。</p> <p>a 「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っていることとされる各業務(特に、職員による点検事務及び説明・指導)について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること</p> <p>b aで必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者(民間企業を含む)を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること</p> <p>c aで必要とされる業務のうち、bの検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方(業務拠点も含めた職員及びシステムなどの体制、業務範囲、法人形態、ガバナンス体制、事務負担の在り方、法規制の在り方等)を検討すること</p>	平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得る	厚生労働省	検討中	<p>計画・工程表において、組織・体制の在り方の見直しについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○審査事務については、業務効率化に併せて集約化していくこと</li> <li>○審査事務の集約に伴う実際上の課題等を把握するため、システム刷新を待つことなく、モデル事業を行う支部において実証テストを実施すること</li> <li>○実証テストの結果に基づき、課題等の整理を行った上で、新システムの稼働後に、数か所の支部から先行的に集約化を実施すること</li> <li>○その際、問題がなければ速やかに審査事務の一部支部への集約化を図ること</li> <li>○審査事務体制の効率性をより抜本的に見直ししていくことを可能とするため、まずはサーバを本部に一元化すること</li> </ul> <p>等について取組むこととした。</p>	○計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	継続F	「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」においては、結論が出ていない。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
			④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し									
		8	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準の見直し	セルフメディケーションの推進や広告媒体の多様化を踏まえ、一般用医薬品及び指定医薬部外品(以下「一般用医薬品等」という。)に関する情報が消費者に理解されやすい広告表現によって正確かつ適切に提供されるようにするとの観点から、業界関係者の意見を聴取しつつ、「医薬品等適正広告基準」全般について精査し、必要な見直しを行う。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省	措置済	○ 厚生労働科学研究の研究班において、広告媒体の多様化等の今日的な視点を踏まえつつ、消費者保護という規制の本来の主旨にも沿った形で検討を行い、見直し案をとりまとめた。 ○ 上記、見直し案に基づき、「医薬品等適正広告基準の改正について」(平成29年9月29日薬生発0929第4号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)を発売した。	自治体及び関係団体と連携しながら、適正な運用に努める。	解決		
		9	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告監視指導の在り方の見直し	都道府県によって一般用医薬品等の広告に対する指導内容に可能な限り差異が生じないような仕組みを構築するとともに、それでも生じる差異については、その都度全国レベルで指導内容を統一するため、国及び都道府県における広告監視指導の在り方について必要な見直しを行う。 その際、業界関係者の意見を聴取しつつ、詳細かつ具体的に「医薬品等適正広告基準」を解説した通知の発出を含めて検討し、一般用医薬品等の広告監視指導の運用をより明確化する方策等を講ずる。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省	措置済	○ 全国医薬品等広告監視協議会における協議結果について、必要に応じ、国からの通知・事務連絡等により、全国の都道府県に周知することにより、全国的な統一性を図ることとした。 ○ 業界との意見交換について、双方向による、より建設的な議論の場となるよう運営を工夫するとともに、必要に応じ、協議結果を国から全国の都道府県等に通知するなどにより周知徹底を図ることとした。 ○ 研究班による見直し案に基づき、「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」(平成29年9月29日薬生監麻発0929第5号 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)を発売した。	自治体及び関係団体と連携しながら、適正な運用に努める。	解決		
			①就職・転職が安心してできる仕組みづくり									
平成28年6月2日	雇用分野	1	入社前の情報共有の在り方(情報開示)	各企業の職場情報に関する情報開示を更に進めるため、企業が開示する職場情報について、労働者が比較しやすくなるための情報の一覧化や情報開示の留意点(例えば、マッチング向上のために開示することが望ましい項目、開示された情報の読み方、中小企業が情報開示する際の留意点)の整理を行い、周知徹底を図る。あわせて、女性の活躍推進、若者の雇用促進、子育ての支援といった特定分野に限らず、各企業の職場情報を確認できる共通データベースを整備し、積極的な活用を促すことにより、企業の自主的な情報開示を促進する。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	未措置	・厚生労働省内に部局横断的な検討チームを設置し、情報の一覧化及び共通データベースの整備に関する検討を実施した。 ・その結果、若者・女性等の個別分野毎に開示を行っている職場情報の一覧化と、それ以外の情報も含めた職場情報の総合的な提供を行う共通データベースの整備を合わせて実施することとした。 ・平成29年度予算要求において、「職場情報総合サイト」の構築に要する費用を計上し、年度内に当該サイトの構築を完了した。 ・また、それに合わせて、一般利用者への公開に向けて、求職者・学生等による活用や、企業による積極的な職場情報の開示を促すための周知・広報を行っている。	当該サイトを平成30年9月末に一般公開する予定。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
		4	インターンシップ活用の推進	適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。 a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方	平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始、結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	検討中	文部科学省において、厚生労働省や経済産業省と連携し「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を設置(平成28年6月～)。 ・インターンシップの普及に向けた方策や更なる推進のための具体的方策等について、1年間議論を行い、昨年6月に取りまとめ。 ・合わせて、インターンシップ推進のための課題及び具体的効果・有用性に関する調査研究を実施。	・取りまとめでは、左記調査研究により明らかになったインターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ等を踏まえ、インターンシップの意義・課題等を改めて整理。その上で、中小企業のインターンシップに係る支援策・負担軽減策の検討も含め、具体的な推進方策が示されたところ。取りまとめを受け、関係省庁において、その実現に向けた検討に着手。直近では、本年2月に、文部科学省において、大学等における正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたプログラムを大学等から任意での届出を受け付けるとともに、その内容を受入企業名を含め公表する制度(届出制度)を創設したところ。 ・取りまとめでは、企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方については、就職・採用活動の早期化・長期化につながるようなことは避けるべきであり、現在の就職・採用活動時期の設定がなされている下では、現行の取扱いは維持するとしつつ、左記協力者会議においても様々な議論があったことを踏まえ、今後、学生の学修環境を確保することを前提としたうえで、幅広い観点から関係者間で中期的課題として検討。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
			②健康・安全・安心に働ける職場づくり 在宅ワーカーの健康確保の在り方	在宅ワーカーの健康を確保する観点から、以下の取組を行う。 a 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図る。 b クラウドソーシングのような新しい就業形態が出現していることを踏まえ、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するとともに、在宅ワーカーの健康確保に関する課題の整理を行い、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	働き方改革実行計画及びクラウドソーシングを活用した就業を含め、雇われない働き方をした方の就業実態調査の結果等を踏まえ、「柔軟な働き方に関する検討会」において、自営型テレワーカー（非雇用型テレワーカー）の健康確保等に関する課題の整理を行い、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」を「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」に改正し、自営型テレワーカーから相談を受けた際に作業の進捗状況に応じた必要な配慮をすること等を記載した。	改正したガイドラインの周知・広報を行う。	解決		
平成28年6月2日	農業分野	1	①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革 指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。 このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省	措置済	1)平成28年11月29日、農林水産地域域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定。また、当該プログラムを踏まえ、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布、平成30年4月1日に施行予定。 2)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 3)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4)平成30年度の加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価、総交付対象数量を平成29年12月15日に決定。	新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
		2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	平成28年9月に、独立行政法人農畜産業振興機構に対し、バターのモニタリング強化に関する協力依頼の通知を発出した。  これを受けて、独立行政法人農畜産業振興機構は、平成28年9月に発表したバターの追加輸入分以降、落札者に対し、売り渡しの際に、最終実需者までの流通計画を提出させ、その後、流通計画の実施状況も提出させ、それぞれの内容を確認し、農水省に報告している。農水省においてもその内容を確認した。	引き続き、バターのモニタリング強化を実施する。	継続F	引き続き、国家貿易で輸入するバターについて、・ALICは、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、その計画が着実に履行されるよう、落札者に実績を報告させ、その内容を確認し、国に報告する。	
		3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	平成28年9月に、独立行政法人農畜産業振興機構に対し、バターのモニタリング強化に関する協力依頼の通知を発出した。  これを受けて、農畜独立行政法人農畜産業振興機構は、 ①実施しているバターの店頭調査について、購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加するとともに、実施回数を増やした。 ②実施しているバターの需給調査において、種類別(業務用及び家庭用)の生産量及び消費量を公表した。	引き続き、調査を実施する。	継続F	引き続き調査を実施する。	
			②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組									
		6	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省	措置済	a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口へ寄せられた情報の件数は、その設置から平成30年3月31日までに、98件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合及び大分県農業協同組合に対して審査を行ってきたところ、それぞれ平成29年3月29日及び平成30年2月23日に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。 また、平成28年度以降、農業分野において、6件の注意を行った。	今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。	継続F	農業者等からの情報受付窓口の運用状況並びに農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る調査及び同法違反に対する取締りの状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
平成28年6月2日	投資促進等分野	①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し										
		1	普通第二種免許の受験資格の緩和①(経歴年数要件(3年以上)の見直し)	普通第二種免許の受験資格である3年の経歴年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることにし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	検討中	普通第二種免許の経歴年数要件の見直しに関し、規制改革実施計画を踏まえ、調査研究を実施するなど検討を行っている。	普通第二種免許の経歴年数要件の見直しの可否について、調査研究の結果を踏まえ、平成30年度に開催する有識者会議等で検討を行っていく。	継続F	検討の状況について要フォロー	
		2	普通第二種免許の受験資格の緩和②(年齢要件(21歳以上)の見直し)	少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成28年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	警察庁	検討中	規制改革実施計画を踏まえ、年齢要件で担保している資質等について検討を行っている。	普通第二種免許の年齢要件の見直しの可否について、平成30年度に開催する有識者会議等で検討を行っていく。	継続F	検討の状況について要フォロー	
		3	ワゴン車の運転に必要な免許の見直し	乗車定員が11名以上であることにより運転に中型自動車免許が必要とされているワゴン車を準中型自動車免許で運転可能とすることについて、乗車定員の見直し、限定解除審査の在り方、安全確保措置等必要な事項について、運転希望者の負担や道路交通の安全の観点を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	検討中	乗車定員が11名以上の一定のワゴン型乗用車の運転に必要な免許の見直しに関し、規制改革実施計画を踏まえ、調査研究を実施するなど検討を行っている。	乗車定員が11名以上の一定のワゴン型乗用車を準中型自動車免許で運転可能とすることの可否について、調査研究の結果を踏まえつつ検討を行っている。	継続F	検討の状況について要フォロー	
		9	将来の社会の変化に対応できる柔軟な権利制限規定等の在り方に関する検討	セキュリティ目的のリバースエンジニアリングを含む新産業創出等の観点を含め、将来の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を確保した著作権法(昭和45年法律第48号)上の権利制限規定等の在り方について、権利の保護とのバランスに留意しつつ検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討・結論	文部科学省	検討中	平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめ、リバースエンジニアリングのための著作物の利用を含め、時代の変化に柔軟に対応できる権利制限規定の整備について提言した。これを踏まえ、平成30年2月、「著作権法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	改正著作権法の成立及び施行に向けて必要な措置を講じる。	継続F	柔軟な権利制限規定を盛り込んだ改正著作権法の成立及び施行に向けた状況を注視する。	
	②インバウンド・観光関連の規制の見直し											
	13	通訳案内士制度の見直し	訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。	平成28年度中に法案提出	国土交通省	措置済	通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続させること、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーターについて登録制度を設けること等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)」が平成29年通常国会において成立し、平成29年6月2日に公布、平成30年1月4日に施行された。	—	解決	法施行状況について注視していく。		
	③エネルギー・環境関連の規制の見直し											
	16	風力発電における環境アセスメントの期間短縮①(前倒環境調査の方法論の確立)	風力発電における環境アセスメント手続の環境影響調査を前倒し、他の手続と同時並行で実施する「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を通じて得られた知見等を整理し、前倒環境調査の方法論の確立を行う。	平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置	経済産業省 環境省	措置済	経済産業省は、環境アセスメントにおける環境調査を前倒して、他のアセスメント手続と並行して進める前倒手法について、実証事業の結果をもとに、発電事業者が前倒手法により手続を行う際に参考となるガイド(「前倒環境調査のガイド2016年度中間とりまとめ」)を平成29年3月に公開し、「前倒環境調査のガイド(最終版)」を平成30年3月に公開した。また実証事業では、半数以上の事例で半減に資する成果が得られた。  ※「環境アセスメント調査早期実施実証事業」は平成29年度より「環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査の前倒し方法の実証事業」に事業名を変更。	経済産業省は、平成30年度までに実証事業の成果を踏まえて、「発電所に係る環境影響評価の手引」等に前倒手法を反映し、3~4年程度かかると思われる環境アセスメントの期間を半減させる手法の一般化を図る。	解決			
	17	風力発電における環境アセスメントの期間短縮②(適地抽出手法の検討)	自治体为主导して、ステークホルダー・地域住民との調整や各種規制手続の事前調整を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、風力発電所等の適地抽出の手法を検討する「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」を円滑に実施し、得られた知見を基に、ガイドを策定する。	平成28年度検討・結論・措置	環境省	措置済	7か所のモデル地域を対象に「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」を実施し、適地抽出の手法の知見を蓄積した。これを基に、平成29年7月にガイドをとりまとめた。	実施済。	解決			

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		18	風力発電における環境アセスメントの期間短縮③(期間半減の一般化)	風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4年程度かかるとされる手続を1.5～2年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における具体的な迅速化の成果について、平成28年度にも見込まれる配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証を行い、事業者等に公表する。	一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施	環境省 経済産業省	検討中	期間半減の手法の一般化について、国等の審査期間の短縮に取り組むとともに、事業者の調査期間の短縮のため、環境アセスメント情報整備モデル事業を平成28年度まで実施し、その結果を環境アセスメントデータベース(EADAS)に公表、さらには環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査の前倒し方法の実証事業を実施した。個別事例を基にした検証について、平成28年度には、配慮書から評価書の確定まで全てを実施した2事業者へのヒアリング等を、平成29年度には、方法書から評価書の確定まで全てを実施した3事業者へのヒアリング等を、それぞれ実施し、検証した。  ※「環境アセスメント調査早期実施実証事業」は平成29年度より「環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査の前倒し方法の実証事業」に事業名を変更。	期間半減の手法の一般化について、引き続き国等の審査期間の短縮に取り組むとともに、平成30年度までに実証事業の成果を踏まえて、「発電所に係る環境影響評価の手引」等に前倒手法を反映する。個別事例を基にした検証について、平成29年度までの状況を、平成30年4月中に公表予定。また、引き続き事例の蓄積の状況を踏まえ、ヒアリング等の結果の検証を行う。	継続F	
		19	風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み	風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえ、必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元に対応しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置	環境省 経済産業省	検討中	これまでの環境影響評価図書や環境省の環境アセスメント基礎情報整備モデル事業、「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」等から検討に必要な環境影響等のデータを収集し、また、環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査の前倒し方法の実証事業では、工事中の大気環境への影響について、現地調査により実態を把握したところ、事業規模によらず参考項目の絞り込みに資する成果が得られたこと等を踏まえて、必要な検討を行った。  ※「環境アセスメント調査早期実施実証事業」は平成29年度より「環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査の前倒し方法の実証事業」に事業名を変更。	これまで得られたデータも含めて、引き続き分析・評価を行うとともに、環境保全や地元理解を得つつ風力発電の立地が円滑に進められるよう対策をとりまとめる。	継続F	
		21	リース業において廃棄物となる繊維くずの廃棄物処理法上の定義の見直し	リース業において廃棄物となる繊維くずについて、性状、排出量や処理困難状況等の調査や関係者からの意見聴取等を実施し、その結果を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の取扱いについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、平成29年度結論	環境省	措置済	平成28年度及び平成29年度に、リース業において廃棄物となる繊維くずについて、性状、排出量や処理困難状況等を関係者からの意見聴取等を実施したところ、現行制度下で適切に処理が実施されていることが確認された。	現行制度下で適切に処理が実施されていることが確認された。このため、現行制度を維持するものとする。	解決	
		23	産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長	申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とする。	平成28年度結論・措置	環境省	措置済	平成29年4月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布し、法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、「変更の日から10日以内」を「変更の日から30日以内」に都道府県に届け出ることとした。	平成29年4月に行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布し、同年10月施行により措置済み。	解決	
		24	一般廃棄物由来のごみ固形燃料(RDF)等の廃棄物該当性の判断基準の明確化	一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性の判断基準について、関係者から意見の聴取等を行うとともに、産業廃棄物由来の場合における解釈を踏まえ、検討し、結論を得る。	平成28年度以降、実態把握等を実施し、必要な情報が得られ次第速やかに検討・結論	環境省	措置済	一般廃棄物処理実態調査において一般廃棄物を固形燃料(RDF)化する施設があると回答した自治体に対し、ヒアリングを実施した。その結果、一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性について、ヒアリングを行った自治体のうち、約6割の自治体が廃棄物と、約4割の自治体が有価物と判断していた。有価物と判断した自治体の多くは、輸送費が売却代金を上回るいわゆる逆有償に当たる場合でも、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案し、有価物と判断していた。その結果を踏まえ、一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性の判断基準の明確化について検討し、一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)についても、産業廃棄物由来の固形燃料についての通知を準用して、市町村により判断して差し支えないことを、平成30年1月、全国都道府県・政令指定都市環境担当部局長会議で周知した。	措置済み。 なお、平成30年6月の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議においても周知する予定。	解決	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し								
		27	利子補給金制度における支給対象先の拡大③	「環境リスク調査融資促進利子補給金」及び「環境配慮型融資促進利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	「環境リスク調査融資促進利子補給金」は措置済み 「環境配慮型融資促進利子補給金」は平成28年度検討・結論・措置	環境省	検討中	(一社)生命保険協会へのヒアリング調査を実施し、(一社)生命保険協会としての環境配慮型融資に関する取組実績等の確認を依頼している。	(一社)生命保険協会の環境配慮型融資に関する取組実績等の確認をして、平成29年度の「環境配慮型融資促進利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加するかどうか対応を検討する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		30	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	次期法改正までに検討・結論	農林水産省 経済産業省	検討中	【農林水産省】 現在、内容の検討を行っているところ。 【経済産業省】 現在、商品先物取引法における外務員登録申請書の記載事項について、内容の検討を行っているところ。	次期法改正までに検討・結論を得る。	継続F	次期法改正に向けた外務員登録申請書の記載事項の絞り込みの検討状況を要フォロー。
		36	特殊車両通行許可の迅速化	特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関(国道事務所等)の審査体制の集約化等に取り組み、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。	平成28年度以降順次措置	国土交通省	未措置	自動審査システムの強化に向けて、電子データ(道路情報便覧)の収録を強化した。電子データ(道路情報便覧)が直ちに整備できない自治体管理道路について、これまでの許可実績をデータベース化し、審査を簡素化するための取り組みを進めた。「わかりやすいオンライン申請マニュアル」を策定、公表し、特殊車両通行許可に係る留意点や手続の流れについて周知することで、申請不備や申請者からの問合せ等を減らし、効率的、迅速な審査を可能とした。直轄出先機関の審査体制の集約化を進めた。	・自動審査システムの強化に向けて、電子データ(道路情報便覧)の収録を引き続き強化する。 ・大型車誘導区間の充実を図る。 ・車両搭載センシング技術等の電子データの活用による、審査の迅速化を図る。 ・重要物流道路制度の導入により、当該道路に指定され、規定された特別の構造基準を満たした道路では、国際海上コンテナ車(40ft背高)等の特車通行許可を不要とする。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		38	航空機整備品の整備委託管理の見直し	①管理システムや社内規定で受託者を適切に管理するよう、航空運送事業者が整備規程に定めること、②システム等での管理を認めた航空運送事業者については、当局の要請があれば随時管理リストを提出することなどの方法で、整備規程に個別の受託者の記載を求める現在の規制の在り方と同等の確認が可能か検討する。	平成28年度検討開始	国土交通省	措置済	航空機整備品の整備委託により航空機の安全性が低下することのないよう、航空運送事業者が適切に委託先を選定していることを確認しており、受託者に関する管理リストについては整備規程の一部として扱うこととした。 また、欧米当局における規制の状況を調査したところ、以下のとおりであった。 【米国FAA】 航空運送事業者が提出しなければならない受託者リストはManualの一部であり、委託内容、受託者の能力等を評価することとしている。 【欧州EASA】 受託者のリストを規程に含めることとしている。 上記のいずれも、整備規程に個別の受託者を記載する我が国の現行の規制と同等であり、整備規程への記載又は届出のいずれも行わないこととする規制改革は、主要国との安全規制の整合を図る上で支障が生ずるおそれがあると判断したところ。 なお、航空運送事業者に過度の負荷をかけることを避けるため、航空運送事業者が、航空機整備品の整備委託に係る受託者又は当該委託する業務の内容を変更する場合に行う届出については、委託する前に限らず、受託者を変更した後に速やかに届出を行うことも認めることとし、3月27日に各関係者に通知した。	-	解決	
		40	血漿分画製剤の輸出に係る規制の見直し	「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(平成25年厚生労働省告示第247号)の見直しにあわせ、血漿分画製剤の輸出承認の運用の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、平成30年度までに結論	厚生労働省	検討中	○平成29年12月の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において国内の未利用の中間原料を使用して製造した血漿分画製剤や外資系企業による国際間の在庫融通のための血漿分画製剤の輸出等を認める方針を決定した。 ○また、平成30年3月の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において外国に製造所を有する企業を含む血漿分画製剤の新規参入企業であって国内自給の確保に寄与するような製造販売方針を持つものに対して国内の献血由来の原料血漿の配分可能性を明確化する方針を決定した。	左記の方針を実施するために必要な、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく基本方針の改正、輸出入貿易管理令等の関係規定の改正、原料血漿配分率の整備を平成30年度中に行う。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。



閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
平成28年6月2日	地域活性化分野	1	①民泊サービスにおける規制改革 民泊サービスにおける規制改革	適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービス(住宅(戸建住宅及び共同住宅)を活用した宿泊サービスの提供。以下「民泊」という。)が推進できるよう、以下の1.～3.の枠組みにより、類型別に規制体系を構築することとし、各種の「届出」及び「登録」の所管行政庁についての決定を含め、早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法(昭和23年法律第138号)とは別の法制度とする。 なお、 ・法律の施行後、その状況に応じた見直しを必要に応じて行うこととする。 ・「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とし、マイナンバーや法人番号を活用することにより住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、関係者の利便性に十分配慮する。 ・既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する。  1. 民泊の類型 (1)家主居住型 <要件> ①個人の生活の本拠である(原則として住民票がある)住宅であること。 ②提供日に住宅提供者も泊まっていること。 ③年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。 「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。 <枠組み> ○届出制とし、以下の事項を義務化する。 ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保) ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、民泊を行っている旨の玄関への表示、苦情等への対応など)  ・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不存在の確認 ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不存在の確認 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能とする。 ○宿泊拒否制限規定は設けない。	平成28年上期検討・結論、平成28年度中に法案を提出	厚生労働省 国土交通省	措置済	いわゆる民泊サービスに係るルール整備については、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずること等を内容とする「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)」が平成29年通常国会において成立し、平成29年6月16日に公布された。 なお、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについて、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合等の措置を講ずること等を内容とする「旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)」が平成29年特別国会において成立し、平成29年12月15日に公布された。	「住宅宿泊事業法」及び「旅館業法の一部を改正する法律」が平成30年6月15日に施行。	継続F	法律施行後の状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
				<p>(2)家主不在型            &lt;要件&gt;            ①個人の生活の本拠でない、又は個人の生活の本拠であっても提供日に住宅提供者が泊まっていない住宅であること。(法人所有のものも含む。)            ②年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱えるようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。            ③提供する住宅において「民泊施設管理者」が存在すること。(登録された管理者に管理委託、又は住宅提供者本人が管理者として登録。)            &lt;枠組み&gt;            ○届出制とし、民泊を行っている旨及び「民泊施設管理者」の国内連絡先の玄関への表示を義務化する。            ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能とする。            ○宿泊拒否制限規定は設けない。</p> <p>2. 民泊施設管理者            &lt;枠組み&gt;            ○登録制とし、以下の事項を義務化する。            ・利用者名簿の作成・保存            ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保)            ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、苦情等への対応など)</p> <p>・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不在の確認            ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不在の確認            ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供            ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。</p> <p>3. 仲介事業者            &lt;枠組み&gt;            ○登録制とし、以下の事項を義務化する。            ・消費者の取引の安全を図る観点による取引条件の説明            ・当該物件提供が民泊であることをホームページ上に表示            ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供            ○届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。            ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするともに、不正行為への罰則を設ける。</p>							
			②地方における規制改革								
		2	地方における規制改革	地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。	平成28年度以降 検討	内閣府 (規制改革 推進室)	検討中	・平成28年10月6日の規制改革推進会議において、「地方における規制改革」に関するこれまでの経緯について事務局から説明の上、意見交換を行い、議長から、「次にこのテーマを扱うときは、書式・様式に焦点を当てて議論してはどうかと思う」旨の発言があった。 ・以後、規制改革推進会議において、地方六団体との意見交換等を行い、規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日)に、地方自治体の間において、地方自治体の手続上の書式・様式が異なることにより、事業者には負担が生じているものについて改善方を検討するとの方針を盛り込み、当該方針を規制改革実施計画(平成29年6月9日)において閣議決定。	規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、対応中。	継続F	地方の書式・様式に関する改善方針の検討に係る各省庁の取組状況について要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
			③建築物・土地利用関連規制の見直し									
		8	検査済証のない建築物の流通促進	検査済証のない建築物について、増築や用途変更に伴う建築確認を必要としない場合を含め、既存ストックの流通促進を図るため、事業者が安心して取引(購入、ファイナンス等)ができるための措置について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、当該措置を講ずる。	平成28年度以降継続的に検討・結論・措置	国土交通省	検討中	①既存ストックの流通促進を図り、事業者が安心して取引できるよう、既存住宅の建物の売買において、検査済証等の代替として建築確認や完了検査を受けたことを証明できるものとして、建物が特定行政庁が保存する台帳に記載されている旨を証明する「台帳記載事項証明書」を申請に応じて発行すること及びこの一層の周知を行うことの依頼を、各特定行政庁に対して通知した。(平成29年3月31日付け国住指第4546号) ②「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。	平成30年度にガイドラインの改訂について検討。	継続F	平成29年度に実施された取組の記載がない。ガイドラインの改訂についての検討状況について要フォロー。	
			④その他地域活性化に資する規制の見直し									
		14	地域におけるサービス事業主体に係る制度整備	地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。	平成28年度以降随時措置	経済産業省	検討中	平成28年4月に「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」において「地域を支えるサービス事業主体のあり方について」として課題や制度上の対応策等を中心に議論を行い、報告書を公表した。本報告書の内容を踏まえて必要な制度整備について検討してきたところ、対象事業者の実態や実例、その資金調達等について調査すべく、平成28年度産業経済研究委託事業として「社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査」を実施した。	事業者への実態調査・ヒアリングの結果等を踏まえて、今後政府として実施すべき施策について引き続き検討していく。	継続F	平成29年度に実施された取組の記載がない。実施すべき施策についての検討状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
平成27年6月30日	健康・医療分野	①医薬分業推進の下での規制の見直し										
		6	政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	厚生労働省	未措置	平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標(KPI)の定義及び数値の把握方法を検討した。その検討を踏まえ、平成29年度にKPIを設定し、その進捗状況の把握のために、薬局が都道府県知事に報告する事項の省令改正を平成29年10月6日に公布した。	進捗状況の把握は、改正省令が平成31年1月施行(平成31年12月まで経過措置)であるため、各都道府県の受付システムが整い次第、把握する予定。それまでの間は予算事業によるアンケート調査により進捗状況を把握する予定。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
		③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し										
		13	レセプト情報・特定健診等情報データベースの研究利用の法的位置付けの検討	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの検討状況を踏まえ、NDBデータの公益目的での研究利用の法律上の位置付けや制度的枠組みについて検討し、結論を得る。	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しに含ませて検討	厚生労働省	措置済	改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、「第37回レセプト情報の提供に関する有識者会議」(平成29年5月17日)において、必要な対応についての検討を行い、NDBは匿名化処理後のデータをデータベース化したものであり、NDBデータは個人情報には原則該当しないものとして整理を行った。	—	解決		
		16	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実	平成27年4月に開設されたオンサイトリサーチセンターについて、システムの安定的な稼働に資する検証を行い、利用者の範囲や利用方法などの運用ルールの確立を図る。その上で、精度の高い研究の実施に資するようなオンサイトリサーチセンターの特性をいかにした活用方を検討し、結論を得る。	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立) 平成27年度措置(オンサイトリサーチセンターの特性をいかにした活用方策) 平成28年度検討・結論	厚生労働省	未措置	平成27年度にレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(東京)とレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(京都)で試行的利用を開始した。こうした試行的利用も踏まえ、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」においてオンサイトリサーチセンター運用のための基本方針を策定し、運用ルールの確立を行った。平成28年度にはレセプト情報等オンサイトリサーチセンターの特性や活用方策についての検討を行い、これを踏まえたオンサイトリサーチセンター利用のためのガイドライン(案)の議論を進めた。平成29年度においては、さらにオンサイトリサーチセンターガイドラインや他の必要な諸規則の整備を進めていき、オンサイトリサーチセンターの本格運用開始にむけた準備を行った。	平成30年度においては、オンサイトリサーチセンターの特性や活用方策を踏まえたオンサイトリサーチセンターガイドラインや他の必要な諸規則の整備をさらに進めていく。また、現在行っている試行利用に関する評価を行い、その結果に基づき本格運用開始の準備を進める。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
		23	地方厚生局が保有するデータの活用	厚生労働省の地方厚生局が実施する、診療報酬の施設基準の届出状況等の報告について、中央社会保険医療協議会の意見に基づく調査への活用等、省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築し当該データベースの活用推進を含めた所要の措置を取る。	平成27年度中に検討開始、平成29年度にシステムを稼働させることにより措置	厚生労働省	検討中	平成29年度に汎用性の高いデータベースを構築するために必要な予算措置を行い、平成29年度予算に基づき、診療報酬の施設基準の保険医療機関からの届出状況について、新たなデータベースを構築した。また、データベースの活用推進のために、具体的なシステムの機能追加に係る調査を行うとともに、機能追加にむけて、平成30年度から3年間の予算措置を行った。	データベース活用推進のための必要な機能の追加について引き続き検討を行うとともに平成30年度中にシステムを稼働する。	継続F	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。	
⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し												
34	空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し	特定施設のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	特定施設のショートステイの利用状況や事業者の意向を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会で議論した結果、平成30年度介護報酬改定において、特定施設のショートステイの利用者率に関する基準を、「定員の10%以下」から、「1名又は定員の10%以下」にする見直しを行った。	—	解決				
⑥食品の表示制度の見直し												
56	特定保健用食品における審査手続の見直し⑧(特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の法令上の位置付けの明確化)	特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の審査については、現在の運用実態に合わせ、内閣府令上も明確化する。	平成28年度上期措置	消費者庁 内閣府	措置済	健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)を改正し、特定保健用食品(規格基準型)等の審査に当たり、食品安全委員会又は消費者委員会の意見を聴くことを要さない場合の規定を明確化した(平成30年1月11日公布・施行)。	引き続き、事業者向け講習会等を通じ、当該改正内容について普及啓発を行っていく予定。	解決				

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
平成27年6月30日	雇用分野	4	②円滑な労働移動を支えるシステムの整備 労使双方が納得する雇用終了の在り方	現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。 a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。 b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。 c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。	a及びb 平成27年度検討・結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始	a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省	検討中	a 平成27年3月26日付け事務連絡「紛争調整委員会によるあっせんの参加率向上のための留意事項について」踏まえた各都道府県労働局における実施状況の確認や全国会議等での指示を行ってきた。 加えて「透明かつ公正な労働紛争解決システム等」の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、被申請人に対し、あっせんへの参加のメリット等を含めて引き続き丁寧な説明を行うよう都道府県労働局に対して指示を徹底するとともに、勧奨のためのリーフレットの改訂や被申請人へあっせん開始通知書の様式改正(平成30年3月29日)を行った。  b 厚生労働省と法務省が連携し、次の取組を実施。 ・都道府県労働委員会の取組等を周知するためパンフレットを作成。法テラス、地方裁判所等に配布し、法テラス等においても活用。 ・都道府県労働委員会のあっせんの打ち切り時に円滑に司法的解決手段の利用につなげられるよう、紛争解決機関等の一覧や特徴等を都道府県へ情報提供。 ・都道府県労働委員会と司法関係者との研修等における協力を推進。  c 閣議決定の記載を踏まえて平成27年10月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置し、20回にわたり、既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働関係紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策及び解雇無効時における金銭救済制度の在り方について議論し、平成29年5月に報告書を取りまとめた。本報告書については、平成29年12月の労働政策審議会労働条件分科会に報告し、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場を設置することとした。	a あっせんの参加勧奨について、あっせんのメリットを記載したリーフレットや様式改正をしたあっせん開始通知書を活用し、引き続き丁寧な説明を徹底していくとともに、あっせん制度の更なる周知を図るなど参加率向上のための取組を実施していくこととしている。  b 「透明かつ公正な労働紛争解決システム」等の在り方に関する検討会」報告を踏まえ、労働委員会の活用促進等に向け、都道府県労働委員会の認知度の向上のための取組等を実施していく。  c 透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方については、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)及び経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、議論を進める。現在、専門的な検討を行う場の開催に向けて準備中。 ※未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定・抜粋) 解雇無効時における金銭救済制度を含む 予見可能性の高い労働紛争解決システム等の在り方については、「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)等に基づき設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム」等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。 ※新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定・抜粋) 解雇無効時の金銭救済制度について、「透明かつ公正な労働紛争解決システム」等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。
平成27年6月30日	農業分野	7	①農地中間管理機構の機能強化 農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化	農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	検討中	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の5年後見直し(平成31年)に向けて、現在検討を行っているところ。	引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討を進める。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
		9	③農業協同組合改革の確実な実施 農業協同組合改革の確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度以降措置	農林水産省	措置済	連合会・単協の事業及び組織の在り方についての連合会・単協の構成員と役員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識啓発を図り、連合会・単協自己改革の取組を促進するものとする旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が第189回国会において成立・公布(平成27年9月4日)、平成28年4月1日施行。  農協に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底並びに自己改革の推進を図るため(改正農協法附則51条第1項)、農協関係者や担い手農業者などを対象とした説明会を全国で計126回開催。	—	継続F	実際の運用状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
平成27年6月30日	投資促進等分野	③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し										
		21	理美容業の在り方に係る規制の見直し② (理容所、美容所の重複開設の容認)	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省	検討中	「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日生食発1209第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)によって、「理容師法の運用に関する件」(昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知)を改正し、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした。また、併せて、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第166号)により、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)を改正し、理容所及び美容所の開設に係る届出事項として、重複開設に関する事項を追加した。	制度改正の効果を見極めつつ、平成33年度を目途に、見直しについて検討を行う。	継続F	制度改正後5年後目途の見直しについて要フォロー。	
		④次世代自動車の普及拡大促進										
		24	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考しつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体にて一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を推進と規制の両面からおこなった検討を踏まえ、業界規格案を策定しているところ。	引き続き、業界団体の規格検討委員会にて必要なハード面及びソフト面の適切な措置の規格化について、検討を行う。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		27	水素スタンドの保安基準の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、必要な措置を講ずる。	平成29年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	業界団体における検討を踏まえて策定されたに於て策定された、検討委員会を設置し、離隔距離の短縮を可能とする代替措置についての業界規格(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008(2017))について、高圧ガス保安法の技術基準に適合するものとして例示基準の改正を平成30年3月30日付で行った。	—	解決		
		30	温度上昇を防止する装置(散水基準)の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、水素スタンドに設置が義務付けられている散水設備について所要の合理化をする方向で、必要な措置を講ずる。	平成28年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備の合理化について、業界団体にて、検討委員会を設置し、まとめられた業界案をもとに、一定の措置を講じた場合における蓄圧器の散水設備の散水量の合理化された計算方法について技術基準に適合するものとして追加する例示基準の改正を平成30年3月30日付で行った。	—	解決		
		33	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体にて技術的な検証を行い、必要なデータ・企画等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		34	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され、液化水素ポンプ設置に係る技術基準改正に向けた、リスクアセスメントの検討等が行われたところ。検討結果を技術基準改正につなげるには、引き続き検討すべき課題が残されているため、業界団体と規制当局との検討を続けているところ。	引き続き業界団体との検討を続け、課題が解決された必要なデータ・規格等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		35	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準(高圧ガス保安協会規格KHKSO850-1)も勘案した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され保安検査方法について、業界規格案が策定された後、高圧ガス保安協会との共同規格作成のための検討が行われているところ。	業界団体と高圧ガス保安協会の保安検査方法の業界規格が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		⑤ロボット利活用の促進										
44	インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ)	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設インフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	有用性が期待されるトンネル維持管理分野と橋梁維持管理分野および水中維持管理分野のロボットを実際の点検と同等の環境下で利用し、実用性について検証・評価を実施する(試行的導入)。また、試行的導入を踏まえて活用方法等を検討した。	水中維持管理分野などのロボットを点検業務において活用することを検討する。	継続F				

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		49	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁	検討中	消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受け付けてきたところ、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、平成30年3月1日時点で0件であった。	引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講ずる。	継続F	
		⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化									
		61	アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理	障害者等の情報アクセスの充実を図る観点から、権利制限規定の在り方等について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	検討中	平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめ、障害者の情報アクセス機会の充実に向けた制度整備について提言した。これを踏まえ、平成30年2月、「著作権法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	改正著作権法の成立及び施行に向けて必要な措置を講じる。	継続F	柔軟な権利制限規定を盛り込んだ改正著作権法の成立及び施行に向けた状況を注視する。
平成27年6月30日	地域活性化分野	4	①空きキャパシティの再生・利用 ②建築物の用途変更時等における規制の見直し④(検査済証のない建築物に対する既存不適格調査の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善)	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。	①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置	国土交通省	検討中	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。進捗状況については、平成28年1月26日及び3月29日に地域活性化ワーキングにて報告済み。 ②当該ガイドラインに関する国土交通省ホームページの修正及び講習会等を実施した。 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html</a>	①平成30年度にガイドラインの改訂について検討。 ②措置済	継続F	平成29年度に実施された取組の記載がない。ガイドラインの改訂についての検討状況について要フォロー。
		③主に地方自治体が所管する規制の改革									
		17	小規模宿泊業のための規制緩和 ③(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年結論	厚生労働省	措置済	いわゆる民泊サービスに係るルール整備については、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずること等を内容とする「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)」が平成29年通常国会において成立し、平成29年6月16日に公布された。 なお、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについて、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合等の措置を講じること等を内容とする「旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)」が平成29年特別国会において成立し、平成29年12月15日に公布された。	「住宅宿泊事業法」及び「旅館業法の一部を改正する法律」が平成30年6月15日に施行。	解決	
		④その他地域活性化に資する規制改革									
		27	建設業許可基準の見直し②(経営業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し)	5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	措置済	「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を平成29年6月26日に改正し、同等の能力を有する者の要件の経験年数に関して、現行では認められない低い職制上の地位での経験を経験年数として認めるとともに、他業種等の経験年数を7年から6年に短縮した。(平成29年6月30日より施行)	—	解決	
		29	建設業許可基準の見直し④(建設業の許可基準の在り方の見直し)	建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。	平成27年度検討開始	国土交通省	検討中	建設業の将来展望や建設業関連制度の基本的な枠組みを検討するために平成28年10月に設置された建設産業政策会議において建設業許可制度のあり方等について議論がなされ、平成29年7月4日にとりまとめられた「建設産業政策2017+10」において、経営業務管理責任者といった建設生産システムにおける各プレーヤーの定義・役割を明確化することがとされた。	本とりまとめを踏まえ、建設業の適切な経営を担保する観点から、建設業の許可基準のあり方について引き続き検討を行っていく。	継続F	当該とりまとめを踏まえた許可基準のあり方の検討状況について要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			⑤「地方版規制改革会議」の設置								
		38	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。	—	内閣府(規制改革推進室)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を伺うアンケートを実施。</li> <li>・同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を発出。</li> <li>・平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。</li> <li>・平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係部分の抜粋・要請文書等を掲載。</li> <li>・平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。</li> <li>・平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。</li> <li>・「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。</li> <li>・地方自治体における主な取組状況は、以下のとおり。 (茨城県)平成28年4月1日、茨城県行財政改革推進懇談会に規制改革部会(地方版規制改革会議)を設置 (徳島県)平成28年4月22日、徳島県規制改革会議(「vs東京」実践委員会規制改革部会)を設置 (静岡県)平成28年11月1日、「ふじのくに」規制改革会議本部会議を設置 (鳥取県)平成29年5月22日、平成29年度第1回鳥取県規制改革会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示している地方自治体に対し、引き続き、検討状況の確認を行いつつ、働きかけを進める。</li> <li>・「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。</li> <li>・規制改革推進会議ホームページに掲載している、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、引き続き、取組状況の確認及び更新を行い、全国に発信することにより、取組の拡大を図る。</li> </ul>	継続F	地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。



閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
平成26年6月24日	医療・健康分野	42	④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 プライマリ・ケア体制の確立	プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、 ①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。 ②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。 ③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。	①平成26年度措置 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	検討中	①平成26年度以降継続して総合診療専門医を含む新たな専門医について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の検討を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施。 ②総合診療専門医を含む新たな専門医の仕組みについては、日本専門医機構において、更新制度を含む研修制度の検討を行い、平成29年度から養成を開始することとされていたが、医師偏在の懸念が地域医療関係者から示されたことから、養成開始が1年延期され、現在、日本専門医機構において、平成30年度からの養成開始に向けた準備・検討を行っているところ。広告制度に関しては、平成28年3月に「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」を設置した。 ③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施。	①平成30年度予算において、日本専門医機構に対する情報データベース作成等の支援事業を計上。 ②日本専門医機構における準備状況等を踏まえ、新たな専門医の仕組みの運用方針について関係者の合意が得られ次第、「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」等において、総合診療専門医を含む新たな専門医の広告について検討を行い、その結果に基づき所要の手続きを行う。 ③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		52	⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	検討中	規制改革実施計画(平成29年6月9日付け閣議決定)において、支払基金の新たなシステムについては、保険者自身による利用や外部事業者への委託等が可能な仕組みとすることとされ、それらを踏まえ公表した「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」において、新たなシステムは ○受付・審査・支払のそれぞれの業務単位で「モジュール化」すること ○エビデンスに依拠した追加的な対応を柔軟に行うことができる、スケラブルなシステムとすること等を踏まえて構築することとした。	平成32年度稼働予定の新システムにおいて、支払基金業務効率化・高度化計画の内容に沿ったシステムを構築する。	継続F	「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」において、結論が出ていない。
平成26年6月24日	創業・IT分野	8	①起業・新規ビジネスの創出・拡大 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(成果の評価)	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省	検討中	産業競争力強化法(平成二十五年十二月十一日法律第九十八号)に基づき、認定特定研究成果活用支援事業者より、実施状況の報告があり、確認を行った。	各事業年度終了後三月以内の報告及び国立大学法人評価委員会を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。	継続F	認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等にかかる検証結果について継続的にフォロー。
		9	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(制度の在り方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降継続的に検討、必要に応じて措置	文部科学省 経済産業省	検討中	産業競争力強化法(平成二十五年十二月十一日法律第九十八号)に基づき、認定特定研究成果活用支援事業者より、実施状況の報告があり、確認を行った。	各事業年度終了後三月以内の報告及び国立大学法人評価委員会を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。	継続F	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業に関する検証結果及び検証結果を踏まえた所管府省の検討について継続的にフォロー。
		29	②ITによる経営効率化 公的機関からの電子的手段による通知の促進②	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルとの機能と併せて検討を行う。	マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論	総務省	措置済	平成29年7月からマイナポータルにおいて自己情報表示機能の運用が開始され、各納税義務者がマイナポータル上で自らの個人住民税額等を参照できるようになった。	—	解決	
		31	非対面サービスの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論	警察庁 総務省	検討中	非対面で完結する本人確認方法について、関係省庁からの提案に基づき検討を行っている。 なお、公的個人認証の民間利用拡大に関する規定を含む、犯罪収益移転防止法施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)の改正が行われた(平成27年9月18日公布、当該規定部分は28年1月1日施行済み。)	引き続き、現在関係省庁からなされている要望につき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与の防止の観点から踏まえて具体的な検討を行っている。	継続F	非対面での本人確認手段の実現に向けた取組を継続的にフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		33	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共事業の計画から調査・設計・施工・維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	平成26年度検討	国土交通省	検討中	・CIM事業における成果品作成の手引きの改定 ・CIM導入ガイドラインの改定	・「CIM導入ガイドライン」、「CIM事業における成果品作成の手引き」等をもとにCIMを運用し、効果検証等を行う。	継続F	引続き検討状況について要フォロー。
		38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省	検討中	(照会文書様式の統一化) 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。①照会文書の依頼事項に関する用語②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)」とされたことから、全国地方税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われ、その検討結果について地方団体への周知が行われた。 総務省においても、平成28年度、平成29年度に地方団体に対して周知等を行った。	(照会手続の電子化) 金融機関に対する預貯金等の照会については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定)において、内閣官房が、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験で洗い出される課題を踏まえて、関係府省(内閣府、金融庁、総務省、国税庁、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめることとされており、当該とりまとめを踏まえて電子化を推進する。	継続F	統一様式の普及状況および電子化の推進の取組について要フォロー。
		39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁	検討中	オンライン化を希望する金融機関があったことから、実施に向けて検討を行っている。	引き続き、オンライン化の実現に向けて検討を行う。	継続F	オンライン化の実現に向けた検討状況について要フォロー。
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革											
		63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁	—	業界団体及び金融機関に対するヒアリングを実施したところ、現時点において、直ちに用語・書式の統一化を図る必要性は認められなかった。	今後、用語・書式の統一化の必要性が生じた場合には、検討を再開する。	継続F	事業者ニーズの把握の状況等について要フォロー。
		85	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。  ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで	平成26年度検討・結論・措置	国土交通省	—	要望元において改めてニーズ調査を行ったが、明確なニーズが示されなかった。	今後、業界団体や事業者等から明確なニーズが示された場合には、検討を再開する。	継続F	事業者ニーズの把握の状況等について要フォロー。
平成26年6月24日	農業分野	13	③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し 事業拡大への対応等	更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。  所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省	未検討	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の5年後見直し(平成31年)に向けて、現在検討を行っているところ。	引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討を進める。	継続F	見直しに向けた検討状況について要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
			④農業協同組合の見直し									
		14	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に進める組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。	
		15	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にする内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。	
		16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用を推進を図る。 あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。 全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用を推進を図る。 また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。 さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。 ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	措置済	・農協は、その事業を行うに当たっては、農業者所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。 ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。 ・単協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業協同組合等の業務の代理を行うことができるものとする内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		17	理事会の見直し	農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。	平成26年度検討・結論	農林水産省	措置済	理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		18	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指すただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁	措置済	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。農林中金・信連・全共連については、農協改革の法制度の骨格(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		19	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度検討開始	農林水産省	措置済	改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		20	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度検討・結論	農林水産省	措置済	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。また、平成27年5月1日付けで「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	6	①対日投資促進 社会保障協定の締結に向けた取組の推進	日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	平成26年度以降継続実施	外務省 厚生労働省	検討中	社会保障協定の締結については、これまでに17カ国との間で協定が発効している。また、現在スウェーデン、中国、トルコ、フィンランドとの間で政府間交渉を、オーストリアとの間で当局間協議を実施している。	相手国の社会保障制度等も踏まえ、今後とも社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
			②空港規制の緩和									
		8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省	未措置	平成26年度までに講じた措置としては、首都圏空港(羽田空港・成田空港)の発着容量について、年間発着回数75万回化を達成した。引き続き、増加する訪日外国人旅行者への対応、我が国の国際競争力の強化等の観点から、首都圏空港の機能強化に取り組んでいるところ。 平成32年までに講じる措置としては、首都圏空港の発着容量について、羽田空港の飛行経路の見直し及び成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、それぞれ約4万回拡大するための取組みを推進している。特に、羽田空港については、平成28年7月に、環境影響等に配慮した方策を策定し、機能強化に必要な施設整備に係る工事費、環境対策費等を国が予算措置することについて、関係自治体から理解を得た。これを受けて、飛行経路の見直しに必要な航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策、落下物対策等を着実に進めるとともに、平成29年11月から4巡目となる住民説明会を開催し、機能強化の取組や、騒音対策、落下物対策の検討状況について、丁寧な情報提供を行ったところ。 さらに、平成32年以降を見据え、成田空港については、第3滑走路の増設等の更なる機能強化により発着容量を更に16万回増加させる取組みを進めているところであり、平成30年3月に、第3滑走路の整備、夜間飛行制限の緩和等について、国、空港会社、関係自治体からなる四者協議会において合意を得たところ。 これらの機能強化が実現すれば、首都圏空港の発着容量は、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界最高水準の約100万回となる。	羽田空港の機能強化については、飛行経路の見直しに必要な航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策、落下物対策等を着実に進めるとともに、定期的に説明会を開催するなど、引き続き丁寧な情報提供を行う。 また、成田空港の機能強化については、高速離脱誘導路の整備に引き続き取り組むとともに、第3滑走路の増設等の更なる機能強化について、四者協議会の合意事項の着実な実施を図ることにより、発着容量を更に16万回増加させる取組みを進める。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。	
			④相互認証の推進									
		19	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化②(関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化)	動物用医薬品の承認審査について、3府省(内閣府、厚生労働省、農林水産省)の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。	平成26年度継続検討、結論を得次第順次措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省	措置済	動物用医薬品の承認審査手続については、関係府省において審査期間を短縮するための手続の見直しを行い、関係府省で同時並行的に審査を進めること等が可能となるよう、平成28年9月30日付で関連通知を改正し、並行審査の運用を開始済み。	—	解決		
		23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省	—	これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを12回開催し、計138規格について最新のIEC規格との整合化を図った。	第13回電気用品整合規格検討ワーキンググループを平成30年5月に開催し、IEC規格の改定等があった12規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定としている。引き続きJ規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。	
		32	家庭用品品質表示の国際整合化③(表示・試験方法の見直し、海外への情報発信)	消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得次第順次措置	消費者庁	未措置	国際規格に合わせて洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第558号)を改正した(平成27年3月31日公布、平成28年12月1日施行)。また、電気冷蔵庫に関するJIS規格の改正を踏まえて電気機械器具品質表示規程を改正した(平成28年3月1日公布・施行)。 そのほか、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の表示内容及び試験方法について、国際的整合性をはかる観点から品質表示規程の改正を行った(平成29年3月30日公布)。 また、平成28年度に家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)及び同施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)を、平成29年度に繊維製品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第4号)、合成樹脂加工品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第5号)、電気機械器具品質表示規程(平成29年消費者庁告示第6号)及び雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第7号)を英文化した。	—	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化								
		44	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	安全保障貿易管理については、国際輸出管理レジームの枠組みに基づき、各国と協調して厳格に実施することが我が国の責務となっている。このため、重水素及び重水素化合物の輸出規制を行うNSG(原子力供給グループ)における規制の趣旨、検討等の確認を行ってきた。	NSGにおいては引き続き重水素及び重水素化合物の厳格な規制管理が求められており、諸外国の運用状況等も確認し、国際的な要請を満たす中での合理的な制度の在り方について検討していく。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
			⑥入管政策の改定								
		47	トランジット・ビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	検討中	トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、査証料金が低価格であり、申請時の提出書類が少ない。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が図られている。	トランジット・ビザに関しては、既に観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、ビザ手数料を低くし、また申請時の提出資料も少なくする等の簡素化を行っている。したがって、現時点において見直しの必要性は認められないが、ハブ空港化など新たな需要についても引き続き注視していく。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
平成26年9月16日	改正タクシー分野	5	改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準	運転者の賃金水準を向上させるには、最低賃金の遵守、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、給与体制の再構築(歩合給と固定給のバランスの見直し)など雇用環境の改善が何より重要である。衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、国土交通省は早急に雇用環境の調査と改善に取り組むべきである。法施行3年後の見直しに向けて、国土交通省は、①運転者の賃金水準の向上、②サービス面の競争の活発化など利用者利便の向上、の2点を中心に地域ごとの効果を検証し、毎年発表すべきである。	—	国土交通省	措置済	改正タクシー特措法の附帯決議に基づき、同法の施行状況と効果として、特定地域の指定状況、特定地域計画等の策定状況、適正化・活性化の取組状況、労働環境の改善状況を、衆・参両院に報告した。	今後も、改正タクシー特措法の施行状況等のフォローアップを毎年度実施し、公表するとともに、附帯決議に基づき、3年毎に施行状況等について両院に報告する。	解決	国会の附帯決議に基づいた報告が行われている。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
平成25年6月14日	エネルギー・環境分野		①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消									
		2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施	経済産業省	未措置	改革の3本の柱のうち、(1)については、電力広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立し、平成27年4月1日の同法律の施行に伴い、電力広域的運営推進機関を設立した。 また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日の同法律の施行に伴い、電力小売全面自由化を実施した。 さらに、(3)については、平成27年3月に法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が平成27年6月に成立した。平成27年9月1日の同法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会を設立した(平成28年4月からガス事業及び熱供給事業に関する事務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称している。) なお、制度の詳細については、経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会および総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会等にて検討を進めている。	(3)を中心とした電力システム改革の詳細な制度設計について、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会および電力・ガス基本政策小委員会等において検討を進めていく。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
			②次世代自動車の世界最速普及									
		57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるように、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
66	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	燃料電池二輪車に係る省令等改正を行うにあたり、容器再検査の確実な実施が課題であった。具体的には、高圧ガスの入った容器は、定期的に容器再検査を受けなければならない。高圧ガスの充填時には、容器再検査に合格し、有効期間内であることを確認することとなっている。四輪自動車の場合は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令)に基づき容器再検査に合格していることを車検の要件としているため、容器再検査の実施が担保されている。一方で、軽自動車に分類される燃料電池二輪車においては、車検が実施されないため、容器再検査が未実施とならないための追加の対策が必要である。この課題について業界団体において検討を実施し、対策についてマニュアルを策定。これを踏まえ必要な省令等の改正を行ったところ。	容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)等の改正を行い、平成29年5月8日に公布・施行。	解決				
67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法の研究及び容器からのガス抜きの実施しており、これらを踏まえガイドラインを作成中。 なお、現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。	民間団体にてガイドラインを策定中。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。			

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
平成 25 年 6 月 14 日	保育 分野	2	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成27年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成28年4月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市	平成28年10月現在の状況を社会福祉施設等調査によって調査しており、今後公表する予定。	解決	
		3	利用者のニーズに応えた保育拡充	5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。	厚生労働省	措置済	○平成25年度に認可化移行改修費等支援事業を創設。また、平成23年度に創設した認可化移行運営費支援事業の補助要件(設備基準、人員配置基準)を平成25年度に拡充。 ○その後、認可化移行改修費の対象施設への小規模保育事業等の追加、認可化移行運営費における地方単独保育施設加算の創設などの見直しを実施。さらに、平成30年度予算では、認可化移行運営費の補助単価について、認可保育園等にならない、児童の年齢に加え、施設の規模(定員区分)に応じた補助単価とするという見直しを実施。 ○加えて、平成29年度の規制改革推進に関する第2次答申を踏まえて、子ども・子育て支援法を改正し、法律上に認可化移行運営費支援事業などの「保育充実事業」を位置付け、また、都道府県が改正子ども・子育て支援法に基づく待機児童対策に係る協議会を設置している場合には、認可化移行運営費支援事業の国の補助を加算する仕組みを導入。	引き続き認可保育所への移行を目指す認可外保育施設への支援を実施。	解決	
		4	利用者のニーズに応えた保育拡充	保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年10月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年12月現在の状況を調査し、公表した。 平成27年12月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象(平成27年度):都道府県、指定都市、中核市、特別区及び待機児童数が50人以上の市町村(指定都市、中核市を除く。)(135自治体)	平成28年12月現在の状況を調査しており、今後公表する予定。	解決	
平成 25 年 6 月 14 日	創業 等 分野	①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出									
		9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)に係る関係政府令等を整備した(平成26年3月11日及び同年9月1日に施行)。	引き続き、総合的な取引所の実現に向けて積極的に取り組む。	継続F	総合取引所の実現に向けた取組について要フォロー。